

会 議

午前10時 0分開議

議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第123号 平成16年9月28日下田市議会議長 佐々木嘉昭様。

静岡県下田市市長 石井直樹。

平成16年9月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記

件名

議第53号 下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定について。

訂正理由 条文の補正のため。

発議第6号 平成16年9月28日下田市議会議長 佐々木嘉昭様。

なお、提出者と賛成者の敬称は略させていただきます。

提出者、下田市議会議員 小林弘次。賛成者、下田市議会議員 増田榮策、同じく沢登英信、同じく大黒孝行。

市外廃棄物の処理に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会 会議規則第14条の規定により、提出いたします。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 2分休憩

午前10時13分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、地方自治法第 112 条及び下田市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、議員より提出されました発議第 6 号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について、議案の追加 申し出があります。

この際、発議第 6 号を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第 6 号を日程の第 5 の次に追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 6 号は日程の第 5 の次に追加することに決定いたしました。

議第 4 8 号～議第 4 9 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 48 号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について、議第 49 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について、以上 2 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） それでは、議第 48 号、第 49 号について一括にてご説明をさせていただきます。

まず、議第 48 号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について、ご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、加入団体の合併により構成団体に変更が生じたので、地方自治法 286 条第 1 項の規定によって、協議をするものでございます。

この地方自治法 286 条第 1 項の規定と申しますのは、一部事務組合の規約を変更する場合には、関係地方公共団体の議会の議決を要することになっております。

それでは、変更の内容についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料 1 ページ、2 ページをお開きください。

左側が改正前、右側は改正後の条文でございます。アンダーラインのところは改正箇所でございます。

別表2、一部事務組合の項中、田方南部広域行政組合は合併によりなくなりまして削るものでございます。土肥町戸田村衛生施設組合では合併により伊豆市戸田村衛生施設組合に、田方郡交通災害共済組合では田方地区交通災害共済組合に変更するものです。御前崎町相良町学校組合は、御前崎市誕生によって御前崎市相良学校組合に、相良町外3か町養老施設組合は相寿園管理組合に、相良町外2町広域施設組合は相良町・御前崎市広域施設組合に変更するものです。

それでは本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は静岡県知事の許可の日から施行し、平成16年4月1日から施行するものでございます。

続きまして議第49号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合格約の一部を変更する規約について、ご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、議第48号と同様、加入団体の合併により構成団体に変更が生じたので、地方自治法第286条第1項の規定によって、協議をするものでございます。

それでは、変更の内容についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料3ページ、4ページをお開きください。

左側が改正前、右側は改正後の条文で、アンダーラインのところが改正箇所でございます。

別表第2、一部事務組合の項中、田方郡交通災害共済組合を田方地区交通災害共済組合に変更し、田方南部広域行政組合は合併によりなくなりまして削るものでございます。土肥町戸田村衛生施設組合は、合併により伊豆市戸田村衛生施設組合に変更するものでございます。御前崎町相良町学校組合は、御前崎市誕生によって御前崎市相良学校組合に、相良町外3か町養老施設組合は相寿園管理組合に、相良町外2町広域施設組合は相良町御前崎市広域施設組合に変更するものでございます。

それでは本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は静岡県知事の許可の日から施行し、平成16年4月1日から適用するものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（佐々木嘉昭君） 議第48号及び議第49号について、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております2件について、一括質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 退職手当組合でございますが、一部事務組合ということですが、これの現在の決算状況、そしてこの退手組合から離脱というふうなことが検討されているので

はないのかという思うのでございますが、1点目として、退手組合の決算状況はどうなっているのかお伺いします。

2点目としまして、行財政改革という言葉がひとり歩きしているわけでございますが、退職手当について一括手当組合に委ねるというやり方は現在の下田市が抱えている財政状況からしまして、行財政改革から退職手当を完全に除外するということになりまして、最低、常勤の職員はともかく、一般職はともかくとしても、常勤の特別職については退手組合から外して独自の退職手当を、市民納得の退職手当を進めるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） ただいまの退手組合の決算ですが、組合が違うものですから、ここに決算状況について、決算資料は持ち合わせてございませんので、また後で提案をしたいと思えます。

たしかに一般職、特別職ともに基金の方に加入しているわけでございますが、これを単独で持った場合いかがということですが、下田市、湖西、裾野市については組合加入ということで、伊東、熱海は単独でこの退手組合に入らずに単独で行っているわけでございますが、たしかに市長、助役、収入役、教育長については、それぞれ1000分の300という形の掛金、また一般職については1000分の140という掛金の中で負担をしてるわけですが、たしかになかなか計画的に職員がやめないという中であるならば、退職金の掛金、退職金を払うことができますが、万が一、一度にたくさんの人たちが退職されるような場合は、当然その基金の中ではなかなか払えないということで、非常に財政が厳しい町村については、この組合運営でやっていただいた方が非常に賢明ではないかなという気がいたします。

まず、これについては基金をある程度設けて、補助金を確保していかないとなかなか払えないのではないかと思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） ただいまの課長さんのお話の前提になっているのは、退手組合にどの程度の積立基金の余裕があるかによってだと思っておりますよ、簡単に言えば。ですから、私は退手組合がどのような決算状況にあるのかということがわからなければ、今の理屈も成り立たないと思えます。言えば、この年金と同じように積み立ててある資金がかなり豊富にあって、それを運用することによって加盟団体の退職手当に充当できるというものであるな

らばそれはあると思うんですが、いずれにしても何十年となくこの退職手当組合の決算の状況というのは、一部事務組合を構成する我々下田市議会のような者には一切公表されていないわけです。あなた方も恐らく見たことはないと思うんです。それほどこの退職手当というふうなものが、本来身近なものであるにもかかわらず、全く外れている状況にあるわけです。

ですから、一度今回はぜひ決算議会でございますから、退手組合の負担金というのは何億という莫大な、膨大な退手組合に対する負担金があるわけですよ。とりわけ特別職に対する退職手当の負担も 100分の 300ということになりますと、給料の三十何%を積み立てているというわけですから、これは大変な負担ですよ。そういうことが特に市長以下特別職の退職手当等々に行政改革のメスが入れられない、その理由になっているわけです。

したがって、今皆さんわかったように、常勤職のこの特別職は給料の3割以上を積み立てているというんですから、こんな大変な負担ですよ。ですから、僕はこの際、前から言っているように一般職はともかく、常勤の特別職は退手組合から離脱し、それぞれの市町村の力量に応じて退職手当を支払うという、こういう現在の状況に見合ったやり方に改定すべきだと、それが本当の意味での行政改革だと、こういうふうだと思うんですが、退手組合についての決算状況あるいは市町村の、今まで言ってるように常勤職の離脱ということについて検討され得ないのかどうなのか、この点再度お伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 確かに特別職については 100分の 300ですから、これを実際こちらで徴収して、その分をこちらでプールをして、やめられた時退職金として掛けたほうが、市の方の支出は少なくなるじゃないかという考え方もあるわけでございますが、後段については十分退手組合とも相談をして検討したいと思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件については、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、議第 48号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 48号 静岡州市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 49号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 49号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第 50号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 50号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは、議第 50号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の 15ページから 17ページをお開きいただきたいと思います。

まず、本条例改正の提案理由といたしましては、静岡県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、県制度との均衡を図りつつ本市制度の拡充・見直しを図るためでございます。

一部改正条例の内容を説明する前に、下田市乳幼児医療費助成制度の変遷と、今回の静岡県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正の考え方等につきまして、若干ご説明させていただきます。

下田市乳幼児医療費助成条例は、昭和 48年下田市条例第 24号によりまして当初制定されました。昭和 48年 4月 1日診療分からの医療費の助成を行うもので、助成対象は 1歳未満の通院、6歳未満児の 14日を超える入院に対するものでした。

翌年の昭和 49年 4月 1日からは、通院の助成対象を 1歳未満児から 2歳未満児にまで引き上げる改正を行っております。

平成 3年 4月 1日からは、これまでの入院助成対象 6歳未満児の 14日を超える日数制限につきまして、7日を超える入院にまで緩和する改正を行っております。

さらに平成 6年 10月 1日からは、健康保険法の一部改正に伴う入院時食事療養費標準負担額に対する助成を加え、さらに助成対象者の居住要件の緩和と、対象者の範囲を外国人にまで拡大する改正を行ったものでございます。

平成 9年 12月には、乳幼児の入院医療に係る助成対象年齢を引き上げ、入院医療費に係る日数制限なしの助成対象年齢を 3歳未満児まで拡大し、また、入院日数制限 8日以上を 2歳児以上から 3歳児以上に緩和する内容の改正を行いまして、当該年の 4月 1日に遡及して適用することとしたものでございます。

平成 10年 4月からは、助成の方法を償還払いから原則として現物給付方式、つまり病院等の窓口で保険診療分に係る自己負担相当額の支払いを必要としない方法に変更する改正を行い、対象者の利便の増進を図りました。

その後、平成 13年 7月臨時会で、入院医療費助成の対象年齢を 6歳未満から 6歳以下の未就学児に拡大し、通院医療費、助成対象年齢につきましても、2歳未満を 4歳未満にまで拡大するとともに、受益者にも応分の負担をしていただきたいという自己負担の考え方を導入しまして、通院につきましては 1回 500円、一月で 4回 200円を限度額とし、また入院につきましては 1日 500円の自己負担金を徴収させていただく内容を骨子としました全部改正の提案を行い、平成 13年下田市条例第 15号として平成 13年 10月 1日から施行され、現在に至っ

ているものでございます。

今回の条例改正は、静岡県の福祉医療費助成制度の大幅な見直しに伴うものでございまして、静岡県では乳幼児医療費助成制度を県民福祉の向上と、少子化対策の重要な柱の1つとして位置づけておりまして、制度の充実改善につかまして、かねてより乳幼児の保護者を初め県内の各方面から強く要望されておりました経過が ございます。

下田市におきましても、さきの6月市議会定例会におきまして、県の乳幼児医療費補助金制度拡充に即応した所要の拡充措置を図り、さらに入院・通院とも小学校就学前まで無料とされたいという趣旨の請願書が提出され、全会一致で採択されたことは記憶に新しいところでございます。

また、今議会を前に9月6日付静岡県保険医協会理事長及び地域医療部長連名によりまして、疾病の早期治療、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るという制度の趣旨に沿って、乳幼児医療費助成制度の一層の改善に向けてご尽力されたいという趣旨の陳情書が下田市議会議長佐々木嘉昭様あてに提出されておりますことは、ご高承のとおりでございます。

請願等の記載する内容につかまして、今回の条例改正ですべて満足させることは困難でございますけれども、少しでもそのような考え方に近づけることができるように段階的に改善を図っていきたいということで、今回の見直しに臨んだものでございます。

一方、県としましては、制度の拡充に伴う財政負担の問題がございまして、また、他の福祉制度とのバランス、受益と負担のあり方、必要度の高い方々への重点化、制度の持続性の検討などさまざまな課題があるという背景のもと、これらの課題を検証しながら、静岡県としての医療費助成制度の拡充について再設計を進めたものです。

その結果、本年12月1日、つまり本年12月診療分から改正要綱を適用する、ということとされたものでございます。

これは医療費助成制度改正の早期実施につかまして、各方面からの強い要望があり、できるだけ早く実施することで制度の効果を高めていきたいということから、周知期間の確保や予算編成の必要性、各市町村の事情等をかんがみ、12月からの実施が最短ではないかという判断によったものということです。

改正の骨子は4点ございまして、1点目としては、通院の対象年齢を4歳未満から就学前まで拡大することです。

2点目としましては、3歳以上の児童に適用されている入院日数制限である8日以上という入院日数制限の廃止。

3点目としては、児童手当に準拠した所得制限を導入するというものです。ただし、所得制限の導入につきましては、対象児童の第三子以降の児童については所得制限を適用せず、また平成16年11月30日時点で認定されているもので、平成17年3月末日まで有効期限があるものについては平成17年3月末日まで所得制限を適用しないこととしております。

4点目は、入院時食事療養費標準負担額を助成対象外とすることです。これは本来入院時でなくても生活していく上では当然に必要なものであり、入院した乳幼児と在宅療養している子供との負担の均衡に配慮する必要があるという考え方に基づくものでございます。

以上が、静岡県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正の基本的な考え方でございます。

それでは、16ページ、本文に戻っていただきます。

改正の内容でございます。

下田市乳幼児医療費の助成に関する条例。平成13年下田市条例第15号の1号を次のように改正する。

第1条中、「乳児及び幼児（以下乳幼児という）。」を「乳幼児」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条、この条例において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

1、乳幼児、小学校就学の始期に達するまでの者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条の規定により、就学義務の猶予又は免除を受けている者を除く。）をいう。

第2号、保護者、親権を行う者又は後見人その他の者で乳幼児を現に監督・保護する者。

第3号、医療保険各法。健康保険法（大正11年法律第70号）。船員保険法（昭和14年法律第73号）。私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）。国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）。国民健康保険法（昭和33年法律第192号）。地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

第4号、保険給付。医療保険各法に規定する療養の給付。療養費、特定療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。

第5号、医療費。健康保険法第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算定した額をいう。

第3条、この条例により、助成を受けることのできる者（以下「受給対象者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者とする。

第1号、本市の区域内に住所を有する乳幼児の保護者で、乳幼児とともに住民基本台帳法（昭和42年法律第8号）に基づき本市の住民基本台帳に記載されているもの又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき本市の外国人登録原票に登録されているもの。

第2号、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である乳幼児の保護者。

第3号、保護者又は当該乳幼児を監護し、かつ、主たる生計を維持している者（以下生計維持者という。）の所得が、次のいずれかに該当する者。ただし、児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第1項に規定する児童のうち第三子以降の乳幼児を現に監護する保護者又は生計維持者にあつては、この限りでない。

ア、児童手当法第4条に規定するものであって、同法第5条並びに児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「令」という。）第2条及び第3条の規定により算出した額が令第1条に規定する額を超えないこと。

イ、児童手当法附則第6条、第7条又は第8条に規定するものであって、令第1条の規定より算出した額が、同条において準用する令第1条に規定する額を超えないこと。

第4条中、「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条、医療費の助成は、乳幼児の入院又は通院を要件とする。

第7条を次のように改める。

第7条、この条例により助成する額は、第4条に定める療養に要する費用に係る医療費から前条に定める自己負担金の額及び医療保険各法による給付の額を考慮して得た額とし、健康保険法第85条第2項に規定する入院時食事療養費標準負担額は対象としない。

第9条第1項中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第10条第2号中「転出をした日の翌日」を「転出日」に、「うける」を「受ける」に改める。

それでは、9月定例会市議会条例改正関係等説明資料によりまして、改正内容の詳細を説明させていただきますので、恐れ入ります、説明資料の5ページから8ページにかけて改正前、改正後の新旧対照表を掲載してございますので、お手数ですがお聞きいただきたいと思います。

今回の改正は、先ほど説明させていただきましたように、静岡県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に合わせまして、県及び県内市町村との均衡を図りつつ、本市制度を拡充するため必要な改正を行うものでございます。

説明資料の左が改正前、右が改正案で、アンダーラインの箇所が今回改正させていただくところでございます。

第1条におきましては、乳幼児及び幼児と区別していたものを「乳幼児」に改めたものでございまして、これは今回の改正により、助成の内容において乳児と幼児を区別する必要性がなくなったことにより、呼称を統一させていただいたものでございます。

第2条は定義規定でございますが、改正文書の煩雑を避けるため、全部改正させていただいたものです。

改正後の第2条第1号関係ですが、第1条の改正理由と同様に、助成対象児童の年齢による差別化を廃止しましたので、改正前の第1号と第2号で定義していた乳児と幼児の区別の必要性がなくなったため、改正後の第1号において乳幼児という統一呼称で定義するとともに、少子化対策の一環としての考え方に基きまして、助成対象を「小学校就学の始期に達するまでの者（学校教育法第23条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者を除く。）をいう。」とさせていただいたものです。

なお、括弧書きにつきましては、学校教育法第22条においては、保護者は満6歳に達した日の翌日以降における学年の初めから満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、その資料を小学部に掌握させる義務を負うと規定しておりますが、同法第23条におきまして、保護者に対し病弱等による就学義務の猶予又は免除が規定されており、例えば満7歳あるいは8歳に達している児童でございまして、小学校に就学していない場合があり得ることから、そのような場合は医療費の助成対象から除くことを規定させていただいたものでございます。

また、今回小学校就学前まで拡大したことによりまして、助成対象乳幼児がどのくらい増加するかということですが、昨年度の実績をもとに算定した場合、本年4月1日現在の0歳から6歳までの乳幼児人口は1,383人ございまして、昨年4月1日現在の0歳から4歳未満までの人口、これは通院医療費助成に係る対象乳幼児人口ですが、804人です。ですから、約1.7倍ほど伸びると予想しております。

改正後の第3号関係でございますが、改正前の第4号におきまして「社会保険各法」という定義で、各種法令に基づく保険種別をあらわしておりましたが、「社会保険各法」という表現がわかりにくいということから、「医療保険各法」という表記に改めさせていただくものです。

改正後の第4号は、改正前の第5号の「社会保険各法」という表現を「医療保険各法」に改め、また現行条例上、助成対象である入院時食事療養費につきまして、冒頭説明させてい

いただきましたように、改正後は助成対象から除くこととしたため、定義から削らせていただき、さらに現行条例上、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費が定義されていなかったため、新たに加えていただくものでございます。

ちなみに訪問看護療養費とは、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、厚生労働省令で定める基準に適合するものと主治医の認めたものが、厚生労働大臣の指定を受けた訪問介護ステーションから訪問介護を受けた場合の療養に係る費用のことでございます。

また、家族訪問看護療養費とは、被保険者に対する訪問看護療養費の支給と同様に、被扶養者が訪問看護ステーションにより訪問看護を受けた場合に支給される費用のことでございます。

改正後の第5号でございますが、現行条例では医療費の定義が規定されていないため、医療費とはどのような費用をいうのか明確にするため規定させていただいたものでございます。

第3条は受給対象者に関する規定でございますが、改正前の第1号は、乳幼児の保護者についての住所地に関して規定しているのみでございますが、当該乳幼児の住所地要件に触れていないため、疑義が生じることを避ける意味合いから、改正後の第1号におきまして、乳幼児の住所地要件につきましても、明確に規定させていただいたものでございます。

第2号は、各種公的保険制度の加入要件を規定しているものでございますが、改正前の第2号は被保険者本人についての定めしか規定していないことから、例えば被保険者が市外に住所を設定しており、その被扶養者である配偶者や子供が本市に住民登録してあるような場合については、この制度の受給対象者となり得ないという改正後の第2号は、なり得ないという疑義が生じることから、改正後の第2号におきまして、被保険者、共済組合の組合員及び医療保険の各法の規定による被扶養者である乳幼児の保護者を条文に加えて整備させていただいたものでございます。

改正後の第3号の規定は、今回の制度の見直しに伴う所得制限の導入によるものでございまして、乳幼児医療費助成制度に所得制限を導入する理由は、所得や資産を有するなど経済的負担能力のあるものは、年齢にかかわらずその能力に応じて公平に負担を分かち合うことが社会保障、福祉分野の趨勢となっていることから、また、子育て家庭の経済的負担を軽減するという観点から、より支援を必要としていると考えられる保護者への子育て支援施策の展開による給付の重点化を図ることが必要であるということから、一定の所得がある保護者につきましては、乳幼児医療費助成制度の対象から外させていただきたいということとする

ものでございます。

所得制限の基準額につきましては、児童手当法の所得制限の基準を準用することとするものでございますけれども、それは所得制限を設定するところでは、児童手当に準拠しているところが最も多いこと、それから平成 13年度の児童手当法の改正によりまして支給基準額が引き上げられ、子供に着目した給付としましては受給しやすい最も高い基準となっていること、さらに本市の事務手続を考慮した場合、児童手当該当の有無は確認しやすい指標の1つと考えられることといった理由から、児童手当の支給限度額に準拠することとしたものでございます。

ただし、その過程に児童手当法第3条第1項に規定するところの 18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童のうち、第三子、つまり3番目以降の子供については少子化対策の観点から、所得制限は課さないという措置をさせていただくものでございます。

なお、児童手当の受給者は被用者と非被用者、それから公務員に大別されますが、制度上、児童手当と特例給付というような形に区分しておりそれぞれ所得制限の額が異なるため、改正後の第3号のア及びイにおきまして、所得制限の額を区分けさせていただいているものでございます。

第4条は療養の範囲を規定したものでございますが、第2項及び第3項ともに「社会保険各法」という表記を「医療保険各法」に改めさせていただくものです。

第5条は助成の要件に関する規定でございますが、現行条例におきましては、入院医療費の助成について3歳以上の幼児にあっては、継続した8日以上入院に限るという日数制限を課しておりますが、改正後はこの制限を廃止するものです。また、通院医療費の助成につきましても、現行条例におきましては4歳に達する日の属する月の末日までの間にある者に限るという要件を付しているところですが、改正後はこの要件を外し医療費の助成は乳幼児の入院または通院を要件とするという規定に改めさせていただくものでございます。

なお、入院医療費助成の日数制限を撤廃する理由でございますが、今回の改正によりまして、1回の診療で支給される通院医療費の対象を未就学児まで拡大させていただくわけでございますけれども、そうなりますと保護者負担が大きい入院医療費よりも通院の方に手厚い制度改正となってしまう、バランスを欠くことになってしまうこととなります。したがって、子育て家庭の経済的負担を軽減し、より支援が必要と考えられる保護者への給付の重点化を図るという観点から、今回入院の日数制限を撤廃させていただくこととしたものでございます。

第7条は助成の額に関する規定でございますが、健康保険法の改正及び文言整理等の必要性により、条文整備させていただきました。また、入院時食事療養費標準負担額につきましては冒頭の県の考え方でお示ししましたとおり、生活していく上では当然必要となるものであって、入院時の病院食による特別な栄養管理の問題等はございますけれども、入院した者と在宅療養している者との負担の均衡に配慮させていただき、助成の対象としないこととさせていただきます。

なお、入院時食事療養費標準負担の額は、平均的な家庭における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額とされており、また低所得者や長期療養者につきましては減額措置が講じられております。

参考までに、現在定められている標準負担額は市町村民税非課税世帯で90日までの入院が1日当たり650円、90日を超える入院で1日当たり500円、その他の場合が1日当たり780円となっております。

続きまして、第9条は表記の整理で、「社会保険各法」を「医療保険各法」に改めるものでございます。

第10条は、医療費助成に係る受給資格の起算日等に関する規定でございます。現行条例では転出をした日の翌日から資格を喪失するという規定になっておりますが、助成対象期間の終期、終わりの時期は、第3条の規定と整合させて助成対象者としての要件を欠くに至った日とし、したがって、他市町村へ転出することによって受給者としての要件を欠くに至った場合には、その転出日をもって受給資格を喪失する規定に改めるものでございます。また、条文改正に合わせまして字句の整備をさせていただきました。

それでは、お手数ですが議案件名簿の17ページの本文に戻っていただきまして、附則でございますが、第1項は施行期日についての規定でございます。平成16年12月1日から施行させていただくものでございます。

附則第2項は、所得制限に関する経過措置を規定させていただいたものでございまして、この条例による改正後の下田市乳幼児医療費の助成に関する条例第3条第3号の規定については、この条例の施行の日、平成16年12月1日でございますが、その日の前日において改正前の下田市乳幼児医療費の助成に関する条例第3条に規定する受給対象者に該当している者に限り、平成17年3月診療分まで適用しないというものでございます。つまり、現行条例上、受給資格を有している者、すなわち通院医療につきましては、4歳に達する日の属する月の末日までの間にある者、このことは平成16年11月30日時点において4歳に達する日の属する

月の末日までの間にいる者につきましては平成 17年 3月診療分まで所得制限を適用せず、医療費の助成を受けることができるというものでございます。

附則第3項は、既に行われた療養に係る医療費の助成に関する経過措置を規定したものでございまして、この条例の施行の前に行われた療養に係る医療費の助成につきましてはなお従前の例によるということで、この条例の改正後におきましても既に行われました、例えば入院時の食事療養費につきましては、従前どおり助成対象とするというものでございます。

以上、大変長々と、また、冗漫雑駁な説明でまことに申しわけございませんでしたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 6月議会におきまして、請願者代表、進士秀一さんの乳幼児医療費の小学校入学前までの無料化を求める署名が出されたわけでございますけれども、その紹介議員の1人として12月1日施行を目指して本改正案が出されたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思うわけでございますが、その内容につきまして二、三、質問をさせていただきたいと思います。

ポイントは通院が6歳まで無料になるというところでございますけれども、この入院の児童が8日の制限が廃止されるということで、対象になる児童がどのように増えるのかと。通院につきましては1,383人、0歳から4歳までが804人ということですから、約579人、580人ぐらいの方々が通院の増になるというようなことで1.7倍という説明があったかと思うわけですが、入院の日数制限が廃止されることによって対象となる児童はどのように増えるのかと、あるいはその財政的な負担についてはどうなるのかということを第1点、お尋ねをしたいと思います。

第2点目はやはりこの入院の食事医療を適用除外にすると、こういうことになっておりますので、この現時点での食事医療の適用が何人でどのような事態になっているかと、それが廃止されることによりましてその適用除外となる児童の数あるいは医療費の対象外となる金額がどのように想定されているのかお尋ねしたいと思うわけでございます。

それから、そういう意味ではこの県の補助金の条例改正に伴いまして改正をするということでございますので、そういう意味では県内の平均的なレベルまで何とか引き上げようかと、こういうことであろうかと思うわけでございます。既に先進地では中学あるいは義務教育自

体までは医療費の無料で子供たちが、若い夫婦が安心して 町で子育てができると、そういう施策を進めているところもあるわけでございます。説明の中で一里塚と言うんでしょうか、一定の過程の中だと、このように言われているわけでございますけれども、県の制度以上に上乗せをしている自治体も県内にあるかと思いますが、そこら辺の実態がわかればご報告をいただき、下田市の実情とこの近隣の市町村の比較がどうなっているか見解を3点目としてお伺いをしたいと思います。

それから4点目としまして、この児童手当の支給制限等に伴いまして適用除外になるということでございますが、それぞれ児童手当の 第三子の人たちによってその金額が違うということの報告があったわけですが、具体的に一般的に 800万の所得制限というの也被われていようかと思いますが、この所得制限の金額が現法律の体制の中で幾らになるのかという点がわかりましたら報告をいただきたいと思ひます。

それから5点目としまして、この改正が 12月から行われるということになりますと、当然医療機関とスムーズにこれが周知徹底されていて実施ができると、こういう体制が当然望まれようかと思ひわけですが、それぞれの医療機関との、当然県外の医療施設に診療に行くというケースも出てこようかと思ひわけでございますけれども、医療機関との調整はどのように図られていくのかというような点について質問をしたいと思います。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 質問者に申し上げます。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたしたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時07分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第50号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 入院医療費助成に係る対象乳幼児の人員増加につきましてご質問でございますが、本年4月1日現在の0歳から6歳までの乳幼児人口が 1,383人でござ

います。入院医療費に係る対象乳幼児の増加につきましては、昨年4月1日現在で入院日数制限なしの0歳から3歳未満児 604人おります。また、3歳以上の児童の継続した8日以上入院実績7件を加味したとしましても、約2.2倍ほどの伸びになるのではないかと予想しております。

それから財政負担の問題につきましては、16年度につきましては12月と1月の診療分に乗せられるわけでございますので、今年度のこれまでの実績から平均をとって推計いたしますと、入院医療費分が6万7,000円の2カ月分で13万4,000円。通院医療費分が75万円の2カ月分で150万円、合計で163万4,000円の増額を見込んでおります。なお、県補助金の補助率につきましては入院2分の1、通院1歳未満2分の1、1歳以上3分の1という現行補助率のままでございまして、したがって、県費補助金としての約57万円程度を見込ませていただいておりますが、これを減額しますと制度改正による一般財源での負担影響額は、事務費を除く医療費助成分で今年度約100万円弱と、100万円ちょっとを超える金額ということを見込ませていただきました。

また、来年度につきましては1年分となりますので、16年度決算見込額と比較しまして、現時点で約800万円の増額を見込んでおります。一般財源ベースにしますと、影響額はおよそ400万円から450万円の間を推移するのではないかと推計させていただいております。

それから、入院時食事療養費の廃止に伴います保護者の負担増の関係でございますが、平成15年度の実績が入院件数62件で延べ日数404日ございます。これに最大780円を掛けますと大体31万5,000円程度になりますが、これの2.2倍ということで69万円ほどの保護者の負担増が出てくるということでございます。

それから他市の状況でございますけれども、今回の制度改正に合わせて県内各市制度の改正を見直ししているわけでございますが、まず、市部につきましては入院の日数制限をするところ、していないところ、県の基準にのっとるところが11、既に実施済みで、県の改正基準まで単独で実施済みのところが11でございます。合計22でございます。

町村につきましては、県基準で改正するところが25、既に県基準まで改正してあるところが22、合計47ということで、合計、県基準に今回改正するところが36、既に県の基準まで改正してあるところが33市町村、合計69市町村ということになっております。

また、入院時食事療養費の関係でございますけれども、県の基準どおりに改正する市が13市、県の改正によりまして受給者の負担増を単独で補てんするというのが6市ございま

す。それから未定が3市となっております。町村におきましては、県の基準どおり改正するところがあるところが38町村、県改正による受給者負担増を単独で補てんするところが8町村ございます。未定が1となっております。

合計しますと、県の基準どおり入院時食事療養費を廃止するところがあるところは5市町村、県改正による受給者負担増を単独で補てんするところがあるところが14市町村、未定が4で合計69ということになります。

それから通院につきましては、6歳以下とするところが、県基準どおりに改正するところがあるところが17あります。既に改正しているところは5市ございます。町村におきましては、県基準に今回改正するところは30、既に改正済みが17ということで69市町村すべて6歳以下になるということになります。

それから所得制限につきましては、今回県の基準どおり改正するところがあるところが7市ございます。県に準拠しないところがあるところが11ございます。未定が4、市部におきましてはそういう形になっております。町村部におきましては県の基準どおり所得制限を導入するところがあるところが15、導入しないところが28、未定が4という形になっておりまして、合計、県基準どおり所得制限を導入するところがあるところが22、導入しないところが39、未定8という形になっております。

この傾向を見ますと、この所得制限を導入する場合の事務の煩雑さということに着目してるところが非常に多いようでございますが、下田市としましては事務量がそれほど増大しないということがまず1点あります。それから所得制限の導入によってこれまでの既得権的に制度を利用されてきた方たちへの配慮ということもあるように伺っております。

それから食事の負担額の関係でございますが、県基準どおり廃止するところがあるところが15市、それから食事負担額は助成するところがあるところが6市、未定が2市になっております。それから町村部におきましては、県どおりに廃止するところがあるところが36、食事療養費についても助成するところがあるところが8、未定が3ということで、合計、県基準どおり食事療養費は助成廃止するところがあるところが50、廃止しないところというか、助成するところがあるところが14、未定が5という状況になっております。

それから各医療機関への協力の問題でございますけれども、これは現在県の方でも通知文書を作成して案がこちらの方に現在示されております。県におきましても制度改正が確定した折には、各医療機関の方に通知をする、そういう準備を現在進めているところでございます。

それから、県外で受診された場合のことでございますけれども、この制度は県外までは及

びません。ですから、県外で受診された場合には診療に係る自己負担分を窓口で支払っていただきまして領収書をこちらの方に提出していただきます。その領収書によりまして償還払いという方法で助成をさせていただく形をとることになります。

それから周知のための広報の関係でございますが、ご議決をいただきましたら、速やかに広報、回覧等によりまして周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 最後に要望を述べて終わりたいと思うわけでございますが、各市の状況を見ましても、当然公平に多くの方が使いやすいような制度にしていくということが根本であろうと思います。食事も負担能力で云々というようなことも言われておりますが、やはり治療をするということになれば食事医療も当然対象にするという市町村も現にあるわけでございます。

所得制限についても、やはり撤廃をしてすべての人が公平に扱われるという社会保障の制度、子育てしやすいまちづくりをしていくという意味では、そういう観点が必要かと思えます。さらにこれの改善を図られるように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 今回の改正が基本的には県が示した方向で進められているというふうなことができるんですが、県の示した改正案というのは前進面と否定面とっては何ですが、後退面、ない合わせたものだろうと思うんですよ。したがって、今回の改正が子育て支援という大前提に立って、市民にとって本当に有効なものなのかそうでないかということを考えてみた時に、県の改正によって否定的な面が強調されるような改正というのは、子育て支援の前提から言って、私は問題点があるのではないかというふうに思うわけでございます。

そういう点では今までのいい面を引き継ぎ、そして県の改正点の前進面を受け継ぐという、こういう視点での改正というのが、私は必要ではないのかというふうに思うんですが、当局としましてそういう点ではどのような条例を上げるに当たって内部的な検討というのは行われたんでしょうか、その点はどんなものんでしょうか。

2点目に、私は既に子育ては終了しまして、全部成人しているわけでございますが、私の知ってる友人の中にも難病によりますところの、かなり高度医療というんですか、そういう

医療に子供を供しなければならないというようなことを見聞きしているわけですが、いわゆる社会保険や国民健康保険の保険に該当しない乳幼児の医療というものについては、今回の条例改正あるいは現行条例において、どのような助成があるのかどうなのか、この点を2点目にお伺いするものでございます。

それともう1つは、保険証を提示すれば自動的に、乳幼児の場合には自己負担500円とかということで、出せばいいというふうなことになると思うんですが、例えば、いろいろな通院等を進めますと500円以下で済んだ場合にはこれはどうなるんですか。助成はなしということになるのか、この辺りはどういうことになるんでしょうか。現行の条例でいきますと、入院については自己負担はないんでしょうか、あるんでしょうか。この点お伺いします。
議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） ただいま、この条例のいいところは残し、さらに今回の県の制度改正によりまして向上させていくべきところはそれを反映させた形で条例改正すべきではないかというご意見でございます。

まさしく考え方としましてはそのとおりでございますが、現在の市のさまざまな状況を勘案した中で最大限制度の見直しを図り、保護者の負担を軽減させる方法としまして、考えられる方法がこの内容であるというふうに判断させていただいたものでございます。

それから難病対策の関係につきましては、当然乳幼児医療費の助成制度につきまして、その他法令を活用した、なおかつ自己負担が生じる場合がございますけれども、それにつきましてはこの制度で助成させていく形になっております。

子供さんの難病等の対策につきましては、まず県の方で未熟児養育医療という制度がございます、これは未熟児で出生されたお子様を保護するための医療でございます。これに対しては県の取扱要領が定められておりまして、これに基づきまして医療の公費負担が行われております。これ以上に自己負担が出た場合にはこの乳幼児医療で助成するというところでございます。

それからさらに小児慢性特定疾病医療研究事業という実施要綱が県の方にございまして、これも同じような形でございます。この制度に当てはまるお子様の治療につきまして自己負担が生じた場合には、この乳幼児医療費の助成制度を適用すると、そういう形でございます。

以上、そういう他法制度の活用につきましては、そういう形になっております。

それから、500円の自己負担のご質問でございますけれども、病院で診療報酬に係る負担額が500円未満の場合には、その金額をもって負担をしていただくという、そういう形にな

って、運用上させていただいております。

それから入院に対する自己負担でございますけれども、入院につきましては、先ほど申し上げましたように、日数制限を撤廃しまして1日500円、日数掛ける500円ということで自己負担をさせていただくような制度となっております。この根本の考え方は従来の条例と変わっているところはありません。

以上でございます。

10番（小林弘次君） この乳幼児の医療費制度も窓口で払って、その後償還払いのようなやり方をとってきたということから出発しまして、それからこの窓口で払わなくてもいいという制度になって比較的利用しやすい格好になってきたと思うんですが、現在のこの改正条例に基づいて乳幼児の医療費については、基本的には通院の場合には、一般的には所得制限はあるけれども、そういうものがない人は500円払えばそれで済むという、こういうことで理解していいのかなのかをもう1回お願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 議員お考えのとおりでございます。所得制限に係らない方につきましては、通院については1回500円、月4回2,000円を限度で診療を受けられるという、そういうことでございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第50号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第51号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

税務課長（鈴木布喜美君） それでは、議第51号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてのご説明をいたします。

この提案理由につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律及

び建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条文の整備をするものであります。

通常ですと3月に国会で地方税法等の一部を改正する法律が可決され、6月の議会により報告し承認をいただいておりますが、しかし、本年は地方税法等の一部を改正する法律の中に建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律と市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の内容があり、これら2本が年金法改正のずれ込みにより可決が遅れたため、今回の条例改正となったものであります。

それでは条例の内容につきましては、条例関係等説明資料により説明させていただきます。

では、説明資料の9、10ページをお願いいたします。

9ページが改正前、10ページが改正後で、アンダーラインが引かれている箇所が改正箇所であります。

まず第3条、均等割の税率の第2項の表の1の号中、「防災外区整備事業組合」を加えるものであります。

次に11、12ページをお願いいたします。

第54条、固定資産税の納税義務者の第6項、「合併特例区」が追加されたものであります。

すみませんが、議案に戻っていただきまして19ページでございますが、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第54条第6項の改正規定は、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

以上、簡単であります。条例改正について説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第51号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第52号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（高橋久和君） それでは、議第 52号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

この条例は消防組織法第 15条の 8 の規定によりまして、消防団員で非常勤の者が退職した場合の退職報償金を支給する目的で定めている条例でございます。

今回の提案理由といたしましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、平成 16年 3月 26日公布、平成 16年 4月 1日より施行されたため、その改正に合わせ当市の条例も一部改正し、非常勤消防団員の退職報償金支給額の引き上げ、団員の処遇改善を図るものでございます。

改正の内容につきましては、条例関係等説明資料によりましてご説明いたしますので、 13ページ及び 14ページ目をお開き願いたいと思います。

今回改正いたしますのは別表第 2 条関係でございますが、退職報償金支給額表で左側が改正点、右側に改正後の階級及び勤続年数区分ごとの支給額が記載されておりますが、改正後の支給額はすべての階級、勤続年数の区分で、現 行の支給額に一律 2,000円の引き上げをさせていただきますものでございます。

次に条例改正の附則でございます。恐れ入りますが、議案の 21ページ目をお開き願いたいと思います。まず、第 1 項はこの条例は公布の日から施行するといったすものでございます。第 2 項は新条例の適用日、第 3 項は支給額の取り扱いに関する経過規定の規定でございます。

なお、この改正に伴う予算関係でございますが、退職報償金は 16年度予算で 838万 3,000円計上しておりますが、この予算において 15年度末の退職者及び年度途中の退職した団員等に対する支給額は予算計上額で対応できるものと考えております。

また、消防団員等公務災害補償等共済基金の負担金掛金につきましては、今回の改正に合わせまして、これまで団員一人当たりの掛金が 1万 6,210円より 1万 7,200円となり、一人当たり 990円の値上がりとなりました。そのため、掛金総額は条例 440人分の 756万 8,000円となりますので、 43万 5,600円については後ほどご説明させていただきます補正にて追加させていただきますことといたしました。

以上、簡単でございますが、議第 52号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 52号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議第 5 3 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 53号 下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

環境対策課長（村嶋 基君） まず説明に先立ちまして、議第 53号議案であります下田市美しいまちづくりを推進する条例の条文の一部を訂正させていただきましたことにつきまして、おわび申し上げます。

議案等の説明につきましては、本日訂正し配付させていただきました議案書及び説明資料で行いたいと思いますので、ご用意ください。

それでは、議第 53号 下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定について ご説明申し上げます。

まず議案をお願いいたします。

提案理由でございますが、下田市環境基本条例の基本理念にのっとり、環境にやさしいまちづくりを目指すためでございます。

次に、本条例の条文等の説明は説明資料で行いたいと思いますので、ご用意いただきたいと思ひます。この説明資料、枠に書かれておるのが条文、下段に趣旨と解説等が示してありますので、ご参照くださればと思ひます。

では説明させていただきます。

本条例の名称は、下田市 美しいまちづくりを推進する条例でございます。第 1 章 総則、第 2 章 迷惑ゴミのポイ捨てに対する措置、第 3 章 落書きに対する措置、第 4 章 飼い犬・飼い猫の飼養などに対する措置、第 5 章 下田をきれいにする日、第 6 章 雑則及び附則で構成されています。

では、条文ごとの説明をいたします。

第 1 条はこの条例の目的で、「下田市環境基本条例の基本理念にのっとり、市民一人ひとりの地域環境の保全に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者及び所有者等の責任と役

割を明確に示すことにより、それぞれが協力し、連携し、地域の環境を自ら保全することを図り、もって美しいまちづくりを推進し、市民誰もが良好で快適な生活環境を確保することを目的とする。」と定めたものでございまして、最近空き缶、吸い殻等、釣具等のポイ捨てやのら猫に餌を与えるなどの迷惑行為に対する市民からの苦情等が寄せられています。これらの要因としては、マナーやモラルの低下によることが大きいと考えられています。

これらの迷惑行為がない環境を確保するためには、市民、事業者、行政の三者の連携・協働によりさまざまな啓発活動を推進することはもちろん、こうした迷惑行為に対して市民一人ひとりが自覚し、責任ある行動をとることが重要となってきました。

そのため市としては、迷惑行為は許さないとの認識に立ち、市民等の共通のルールとしてこの条例をよりどころにし、市民等の意識を変えることにより、美しいまちづくりを推進し、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図ることとしたものでございます。

第2条につきましては、この条例で使用する用語の定義を明らかにしたものでございまして、第1号から第16号まで16項目について定義を明らかにしてあります。この代表的なものにつきましては、5号、空き缶等は空き缶、空き瓶、不用になったペットボトルその他の容器及び包装材をいう。6号、吸い殻等、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くずその他これらに類するものをいう。釣具用品、魚釣りに用いる錘、針、糸及びコマセ・餌等をいいます。迷惑ゴミにつきましては、空き缶、吸い殻等及び不用になった釣具用品をいいます。ポイ捨てとはみだりに捨てる行為のことをいいます。

以上につきましては、ここに書いてある条文及び解説をご参照としていただきたいと思います。

第3条は市の責務として、市は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策の策定、この施策の計画的な実施及び自ら環境への負荷への低減の実施、市民等による活動に対する支援を定めたものでございまして、施策としましては意識の啓発、広報活動の推進、看板等啓発資材の設置及び配布等を行うということでございまして、本条例に対する実施事項としましては、パンフレットの作成・配布及び必要箇所への看板設置等を行っていく予定でございます。

第4条は市民等の責務として、市民等は、良好で快適な生活環境の確保を目的として日常性に伴う環境への負荷の低減、地域環境整備の自主的な活動の推進に努めるとともに、市が行う施策の協力を定めたものでございます。

第5条は事業者の責務として、事業活動時には良好で快適な生活環境を確保するため必要

な措置を講じるとともに、市民等の自主活動への協力、従業員等への周知、市が行う施策への協力を定めたものでございます。

第6条は所有者等の責務としまして、その所有などする土地建物の適正な維持管理、これは清潔の保持等が主でございますが、それに努めると定めたものでございます。

第2章は迷惑ゴミのポイ捨てに対する措置でございますが、第7条につきましてはポイ捨て禁止で、美しいまちづくりを推進するために、何人も、公共の場所及び他人が管理する場所において迷惑ゴミ、これは先ほど説明しました第2条第5号に規定する空き缶等、第6号の吸い殻等、第7号の釣具用品をポイ捨て、これにつきましてはみだりに捨てる行為ということでございます。これを禁止したものでございます。

本条に対する違反者については一連の行政指導・勧告・命令・公表が定めてありますが、なお、本条によりがたい著しいゴミ等の投棄があった場合は他の法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、軽犯罪法道路交通法等が適用されるということになります。

第8条は迷惑ゴミのポイ捨てに対する市民等の責務として、外出先等で自ら生じさせた迷惑ゴミについてはポイ捨てしないで自宅等に持ち帰り処理するか、または設置してある回収容器や吸い殻入れ等への収納に努めるよう定めたものでございます。

第9条は所有者の責務として、その所有する土地・建物にポイ捨て防止のための必要な措置、草刈り等の実施による清潔の保持、塀やさくの設置等の実施に努めるよう定めたものでございます。

第10条は販売事業者の責務として、販売事業者は迷惑ゴミのポイ捨て防止のため、回収容器の設置、これらの適正な管理及び周辺の清掃、また消費者に対してポイ捨て防止の意識の啓発に努めるよう定めたものでございます。

第3条落書きに関する措置でございます。

第1条は落書きの禁止で、美しいまちづくりを推進するうえで快適で良好な生活環境を損なう落書き行為に関し落書き禁止を定めたものでございまして、本条についての違反者に対して一連の行政指導等を定めてありますが、なお著しい場合は、刑法器物損壊等、軽犯罪法が適用される場合がございます。

第12条は落書きに関する措置についての公共の場所の管理者等の責務で、公共の場所の管理者は落書き防止のための啓発並びにその管理場所に落書きがされた場合、原因者の調査と消去。公共の場所以外の管理者は落書きの消去に努めるよう定めたものでございます。

第4章、飼い犬・飼い猫等の飼養等に関する措置でございますが、第13条は飼い犬等の飼

養者の責務として、飼い犬等の飼養者は飼い犬等のフンの放置を防止するため、飼い犬等がフンをした場合の回収等適正な処理及び飼い犬等がしたフンの回収容器の携行を守るよう定めたものでございます。

なお、本条におけるフンの適正な処理とは回収を原則としまして、回収したフンは自宅に持ち帰りトイレに流す等あるいは少量の場合はゴミとして排出するというをいいまして、公共の場所や他人が所有する場所に埋める行為は適正な行為とは言えないということでございます。

第14条は飼い猫の飼養者の責務として、飼い猫の屋内飼養と飼い猫と見分けられるようなものの装着を配慮するよう定めたものでございます。

第15条は公共の場所の管理者の責務として、管理する公共の場所にフンが放置されないよう、例えば清潔の保持とか啓発看板の設置等に努めるよう、定めたものでございます。

第16条は飼養不能の飼い犬等の処置としては、飼養者は飼い犬等を飼養できなくなった時は適正な処置を行うよう定めたものでございます。これにつきましては、野良化を防ぐため、捨てないで積極的に譲渡先を探すとか、もし譲渡先がない場合は保健所の方に相談していただきたいということでございます。

第17条はのら猫による被害の防止で、市はのら猫により被害防止に努め、市民等はのら猫による被害防止のためのら猫に餌を与えないことに努めるよう定めたものでございます。

第4章、下田市をきれいにする日でございます。

第18条は下田市をきれいにする日の設定としまして、環境美化について市民等の関心を深めるため、下田をきれいにするを定めることができるのと定められたもので、なお、この下田をきれいにする日につきましては、規則で定めませんが、環境審議会の意見を考慮しまして、毎月第1土曜日にいたしたいと思っております。また、この日については居住地及びその周辺の清掃の実施を願うものでございまして、この下田市をきれいにする日と周辺をきれいなする行動が本条例の目的であります。環境にやさしいまちづくりの礎になればと思っております。

第5章、雑則で第19条は指導で、市長はこの条例の目的に反すると認められるものに対し、必要な措置を講ずるよう指導をすることができるのと定められたもの。第20条は勧告で、第7条迷惑ゴミのポイ捨て禁止、第11条落書きの禁止、第13条飼い犬等のフン害の防止に違反していると認められるものに対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告できると定められたもの。第21条は命令で、第20条の勧告を受けたものが、正当な理由がなく勧告に従わない時は、期

限を定めて勧告に従うよう命令ができることを定めたもの。第 22条は公表で、第 21条の命令に正当な理由がなく従わない時は、その内容を公表することができることを定めたもの。第 23条は委任でございます。

なお、附則でございますが、この条例の施行日は平成 17年 1月 1日から施行するものと定めたものでございます。

なお本条例の制定につきましては、下田市環境審議会に諮問し調査審議の結果、答申をいただき本議会に上程に至ったものでございます。

以上、雑駁ではございましたが、議第 53号 下田市美しいまちづくりを推進する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

14番（増田榮策君） この条例はざっと見ますと、当たり前のマナーを条例にただけだというような感じが私はするんですが、まず、この趣旨としての「空き缶や吸い殻等のポイ捨て、海岸の釣具の放棄、のら猫に餌を与える等の迷惑行為に対する市民からの苦情・要望が寄せられている現状である」、これは確かにのら猫・のら犬等のあれはあと思います。それから、この要因として「住民・観光客のマナーやモラルの低下」、これは具体的にマナーの低下やモラルというのは具体的にどういうことをいうのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

それからこの定義としまして、所有者の責務、それから市の責務、事業者の責務、それから公共の場所を所有する、そういう場所の管理責務、飼養者飼い犬・飼い猫、ふんの放置、これから成り立っているわけですが、そこでいろいろ 1つあれしますと、私はこのふんの放置には非常に、この条例で取り締まるのは非常に矛盾を感じているところがあるんです。

実はたしか柿崎の海遊公園、あそこに無料駐車場がありますよね。あれ、夏あたりはペットを連れてくる人がものすごく多いわけです。そして、犬を二、三匹連れてきてあの芝生の上で遊ばせてるのをたまたま見かけるんです。ふんをとったものを片付けていかない。果たして旅行者がペットを連れてきた場合、ふんを片付けて持ち帰るかという、こういう矛盾の問題もあるわけです。こういう市外の人に持ち帰りが果たして可能かどうか、これ、ちょっといささか疑問の点があるんです。

それから、市民が果たすべき責務の中で、「他人が出したゴミに対しても処理する」、これが責務になってるわけですね、解説で。これも非常に問題があるんです。うちの方の柿崎にごみ置き場があります、道路沿線に。このごみの箱をたしか閉めてあるんです。ところがあじさい祭りの観光客のあれの時に、必ずその箱の横に袋に入れてごみを捨てていくんです。はっきり言ってこれの取り締まりに困ってしまっているんです。

それと、水仙祭りに来てる車が、僕が見ていますと、家の周り行ってみたらわかりますけど、ペットボトル、缶は拾い切れない。夜になるとからからという音が毎日してる。これをもし見つけた場合、もしこのナンバーとか何かを見つけて告発した場合、市役所が告発者にナンバー照会して取り締まりの勧告、警告またはそれなりの処置をできるかどうか、実効性が。

それから、この場合に紛争した場合、いや、俺はやってないよと、注意したら殴られたとか、この紛争処理について調停をどうするのか、こういうところはちょっと非常に難しい問題があるのではないですか。

それから、この道路交通法によると、道路において進行中の車両からものを投げないことが罰則であるんですね。ところが、実際に告発に至ったケースというのはほとんどないんです。これはなぜないのかというと、実は告発の手続が煩雑で、缶1つぐらいで警察官が動いてくれることがないんですよ、はっきり言って。もしこれを告発してもいいというのなら、かなりあそこは立っていて、結構告発できますよ、本当に。だから、この条例の中でそれをできるかできないのか、その辺のところをちょっと明確にしてもらいたいんです。

それから、9条、「所有者が自らの土地・建物を清潔な環境に保つことにより、空き缶等が捨てられない環境を作っていくことが大切である」と、こういことがあるんですが、道路沿線なんかの場合は、かなり公有地の道路ののり面のところに捨てていくものがあるんです。

これは、一時私の家の前の例をとりますと、きれいに刈ったんです。刈った方が車はとめやすく眺めやすいもので、そこでジュース飲んで捨てていく例があるんです。糸賀さんは知ってるけど、今度は家の周りにみんな竹を生やしたんです。そしたら車をとまれないから缶を捨てていく例が少なくなった、こういう例もあるんですよ。だから、公有地の雑草の刈り取りなんていうのは、これは実際に須崎の方は県がよくやってくれてます。だけど、これは結構難しい問題なんではないかと思います。

それから、1条落書きの禁止、「何人も、落書きを行ってはならない」、これははっきり言って軽犯罪法の器物損壊に当たるんです。これ、悪意を持ってした場合は犯罪なんです。

条例で落書きを取り締まるなんていうことは絶対できないと思うんです、私は。書かれた方も夜中とか夜間にやられていまして、これをやられたから今度は所有者が全部をまたきれいにしろというのも、これまた酷な話で。これ犯罪なんです。

当局もよくご存じのとおり、東京の渋谷、あそこに行ってみてください。ほとんどの裏路地は落書きだらけです。私、テレビで何回も見ました。落書きの取り締まり、夜パトロールしても、それでもやられるというんです。テレビカメラがあってもやられるというんです。

それから、この電車の沿線、かつては暴走族に天城のループ橋の橋げたにも書いてあった。確かにあれ消して、もう最近暴走族が来ないからやりませんけれども、これは条例で取り締まるということではなくて、悪意を持ってした場合は犯罪ではないんですか。この場合は条例では無理があるのではないですか。僕はそういうふうに思いますけれども、その辺をちょっとあれしてください。

それから、この飼い犬・飼い猫の飼養に対する処置という2つのものを、ひとつ大きくクローズアップしていますけれども、私は飼養者は飼育動物の大小にかかわらず、みだりに放置したり放棄することはしてはならないというような条文を載せるべきじゃないかなと、もしこれがあれする場合は。そういうふうに私は思います。なぜなら、実は、私は鶏を飼っているのですが、過去に3回鶏を家の庭へ放置していった人間がいるんです。鳥ウイルスの時にまたあったんです。

私は寝姿山林道の下田市公園へも言ってきたんですが、あそこも放置されるらしいんです。寝姿山林道に散歩に行った人からも、あそこにチャボがいたよとか、いいチャボがいたよとか、鶏がいたよとかいうのがあるんです。こういうものだって、結局駅で買ってきた夜店の鶏を飼いきれなくなってうっちゃんなんていう例がすごくあるんです。

それから、このふん公害で言えば駅のハトのふん、これ餌くれてますけれども、実は私ある人に聞いたんですが、服を汚されてひどい目に遭ったというのを聞いたことがあるんです。駅のところで立ってたら上からはとがふんをして、いい洋服を汚されてひどい目に遭ったよというのを聞いたことがあるんです。これは明らかに意図的に餌をくれて、あそこで買い付けて駅の周辺にいっぱいいます。

それから、ベイステージのところ、カモメに餌くれてますよね。ベイステージのところ冬になると軒先に住みついている。あれだって取り締まりの対象になるのではないのかなと、はっきり言えば。そういったようなところまで広がってくるのではないかなという気がしますが、その辺のところをどういうふうに考えているのか。

それから、この飼犬条例ではたしか罰則があると思うんですが、これについては罰則と
いうか、そういうものはなぜないのか、その辺のところをお聞きいたします。

それから、19条、「市長は、この条例の目的に反すると認められるものに対しては、職員
が必要な措置を講ずることができる」というんですが、市民やその他職員がこの条例に反す
ると判断した場合は市長が指導ができるわけですけども、要するに告発として考えていい
のかなど。この取り締まりができるというような、指導ができるというようなのは告発と考
えていいのかなど。実効性があるのは告発しかないなと思いますけれども、どの程度のもの
なのか、ちょっとその辺を教えてください。

それから、この条例の債務負担行為はどれぐらいになりますか。ということは、先ほどの
条例の中にPRの看板等の設置努力が15条であったんですが、これはかなり難しいですよ。
実態は全域に渡っていますよ、のら猫なんかのあれは。

それから、この紛争について弁護士の意見を聞いているかどうか、これをお聞きします。

それから、紛争になった場合、紛争処理の機関を作る必要が、私はあると思うんです。こ
れは見たら指導に値するんですからね。見て見ぬふりはできないわけですから、我々が議員
であって条例を作った以上は、ポイ捨てしてたら見て見ぬふりできませんから。それで紛争
になったら、かなりトラブルの発生があるけれども、紛争処理の機関を作るのか作らないの
か。

それから、この条例のモデルになった、例えば自治体 ありますか。あったら教えてください。
そして、その現場の意見を聞いているかどうか、実効性があるかどうかを聞いているかど
うかをお願いします。

それから、取り締まり委員や監視委員を設置する必要が、はっきり言って私はあると思う
んです。これは、ある程度公園だとか林道だとかあると思うんです。例えば不法投棄なんか
の場合ですと、郵便局の局員さんを取り締まりの監視者に当てたり、宅配の車の運転手さん
を不法投棄の取り締まりに当てたりする例があるんですけど、そういうものを考えているか
いないか。

ちょっと多くなりましたがお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 質問者をお願い申し上げます。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） それでは午後1時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 6 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第 53号に対する質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

環境対策課長（村嶋 基君） 増田議員の質問に対して答弁をいたします。質問内容が多いです。ですので抜けている場合は後でご指摘をいただきたいと思っております。

まずマナー、モラルの関係でございますけれども、これにつきまして以前からうちの方としましてはポイ捨てやのら猫の餌の関係につきましては広報等で注意しておりましたけれども、一向に減らない状況ということから見ましても、ある程度まだマナーとモラルがよくなっていないのではないかと考えています。

この本条例につきましては、増田議員が言いましたように、人間、普通のマナーでやればこういう条例は要らないということございまして、現状においてまだこういうものが起きているということにおきまして注意を喚起する、精神的よりどころとして要領を作るとございまして。

ふんの放置、ごみの放置につきまして、旅行者は不可能だということございまして、現実的において市民につきましては近くですからできると思っております。旅行者につきましては、できますれば持ち帰ってどこかの回収容器に入れていただければと思っております。回収容器は今全国的に持ち帰り運動ということで、公共の場所等に回収容器がないのが現状でございますので、現実的には持ち帰っていただきたいなと思っております。

それと、水仙祭りの、これにつきましては、須崎沿線については渋滞すると捨てられるというのは、車がとまっている状態だと捨てられるということはあると思っております。これにつきましては、水仙まつりにつきましても、こういう祭りの場合は必ず回収容器が入り口に設置されておりますので、その方に入れていただくようにということと、帰りについては捨てないようというようなPRをしていきたいなと思っております。

ばらばらになってすみませんけれども、9条関係の道路、路面をきれいにすると捨てられるとか、ぼさぼさになると捨てられないということにつきましては、意見の、考えがあると思っておりますけれども、私の方はきれいにすることによって捨てにくくなるだろうと思っております。

ますし、やはり清潔の保持というのは必要だと思っております。

それと1条の落書きにつきましては、条例につきましては行政指導しか決めておりません。ひどい場合というのはその人が告発することによりまして、書かれた所有者、土地等、建物等の所有者が告発することによりまして刑法、器物損壊罪になるだろうと。これは書かれた人が告発するようになると思えます。現実につきましては、よくテレビ等で告発して消しているというものがあるといえます。

それと道路等にぼいと捨てられた場合、これをどうするかと、これは道路法で、これにつきましてもわかりましたら、道路法ですから警察の方に訴えるということになるかと思えますし、もしこれが著しい場合ですと、ごみを捨てるということになりますので、廃棄物処理法の不法投棄の対象になるかどうかというのは検討する余地がありますけれども、現実的には廃棄物処理法の不法投棄に値するのではないかと。これにつきましても告発については警察ということになります。

それと、犬の関係でございまして、飼い犬条例に罰則があるかということでございまして、飼い犬条例の罰則につきましては、飼い犬等に綱または鎖をつけてあるということでございまして、これに違反した場合、罰則等がございまして、ふん等につきましては、罰則はございません。

それともう一つ、指導が告発になるのかということでございましてけれども、これは指導は指導ということで告発するということではございません。

今回の条例につきましては、特に3つ、7条ポイ捨てと落書きの禁止と飼い犬のふん害については行政指導ということで勧告・命令・公表がございましてけれども、これにつきましては、下田市行政手続条例の不利益処分等に該当するのではないかとということで、そちらでやる場合は行っていきたいと思えます。これで機関があればその機関でやるということでございまして、現実的においてもう一つ、環境基本条例の中の第25条に実効性の確保ということでございまして、もしこの環境基本条例の基本理念に著しく反する行為については、下田市環境審議会の同意を得てということがありますので、この条例が環境基本条例を受けているということがございすれば、著しい場合は環境審議会の方にも相談していきたいと思っております。

弁護士については、そこについては相談はしておりません。

債務負担、費用の環境でございましてけれども、今回の9月補正に5万円ほど、パンフレットの印刷と看板等の費用を予定しております。

モデルになった市町村といいますと、浜松市、藤枝市等がございます。

監視者については、そういう意見もございましたけれども、今のところ設置しておりませんし、将来は必要かと思えますけれども、今のところは考えておりません。

それと他人が出したごみ、これは責務ではなくて努力義務でございますけれども、現実には周りにあるごみについては拾っていただきたいと、掃除していただきたいなど、それが相互扶助になるのではないかと考えております。もし大きい不法投棄等がございましたらば、それについては不法投棄になりますので、市または保健所等に通報をくだされば処理させていただきますと思います。

以上です。

14番（増田榮策君） 課長の答弁はいろいろわかりました。

このポイ捨てですが、このポイ捨てというのは第7条で「公共の場所及び他人が管理する場所に迷惑ゴミのポイ捨てをしてはならない」としているんですが、この解説をしますと、違反者に対して指導・勧告・命令・公表と一連の行政指導等を第19条から22条において規定していると、こういうことになっているんですね、規定していると。だから、これはやるということですね、はっきり言うと。そうしますと、だから私の言うように、例えば、あのバス会社がやったよとか、あのあれが駅で誰がハトに餌くれてたよと、カモメに餌くれてたよと、あれは注意した方がいいんじゃないかと、こういったもんだったら速やかに告発というんじゃないんですけれども、届け出とか申し入れした人に対して回答してやらなければならないんですね。どうなのか。注意しましたよとか、指導しましたよとか。

やはりその時にトラブルになるおそれがあるんです。誰だか言ってみるとか、誰が言ったか言ってみるとか、俺してないよとか、何で悪いんだとか、そういうことになると思うんですよ。だから、紛争処理機関というのは必ず必要になると私は思うんです、この条例を作る以上は。その点をちょっと甘く考えているのではないのかなと、こういうふうに考えます。

すなわち、ポイ捨てをしてはいけないというのは当たり前のことなんです。それをやるのには悪意を持ってしなければできないわけ。ですから、幾ら片付けても片付けても道路沿線の泣いてる人はあきらめに近いようなところがあるんですよ、はっきり言って。だから、その辺のマナーを徹底的にどうするかと。市民にマナーの啓蒙を今までどういうふうにしてきたのか、僕は知りませんが、その辺のところにかぎがあるのではないかな。

条例で決めたからこれがなくなる、なくならないというものでもないのでもないのではないかといいことでしょうか。例えば下田市の観光案内パンフレットに「下田市はポイ捨てのマ

ナーを守っている町です」とか「しないでください」とか、そういうので全部民宿やホテル、旅館、いろいろな観光施設のパフレットに入れるようお願いだとか、例えば「ポイ捨てをしないでください」とか、「飼い犬、飼い猫のマナーを守ってください」とか、何か方法があると思うんです。そういう努力をしないでこの条例を決めたからといって、この中のものが即守られるという実効性があるかということ、甚だ疑問ではないかなと、僕はそういうふうに感じてます。

そして、この飼養者は飼育する動物の大小にかかわらず放棄したり放置したり、または自然の動物に餌をやってはいけないというものを、もしするとしたら、私はこの本文の1つに入れるべきではないかなと。それはぜひ考えてほしいなと思います。

もう1点。現在の猫の取り締まりはたしか県のペット条例が改正になって、昨年6月頃だったか、ちょっと記憶が曖昧ですが、その頃県のペット条例の猫の取り締まりが大変、いろいろな苦情があるということで多分改正になったんですよ。これを僕は新聞等で見たことがあるんですが、このペット条例によっても猫の実行的な取締りというのはなかなかできないんです。現在のこの猫の取り締まる、放し飼い にされてるのら猫になってる猫というのは取り締まれるんですか。その辺のところをちょっと教えてください。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） ポイ捨てについて、もし誰が捨てたかわかりますれば、連絡をくだされば告発ではなくて指導はしていきたいと思います。条例で決めた場合、まだこれから3カ月間、うちの方の周知期間もありますし、また、今後実効性についてまだ審議し切れない部分がありますので、それについては審議会の方にまたお願いする予定でございますので、その中で大小のことについても、これは、他の 動物というと、カモメとハトになりますかね。言うなればカモメとハトについてはうちの方も将来において、松島みたいになる可能性もありますので、これについても相談していきたいと思います。

ただ、現在の猫の取り締まりについては、多分屋内飼養が 14年だか何だか、環境省の方から猫の屋内飼養が認められたということでございますけれども、この動物に関する条例というのは、所有者がある猫ということにほとんど限定されております。所有者がない猫、のら猫についてはなかなかないということでございまして、この猫につきましては、のら猫が増えるということは住民の間の人というより、餌をくれる人と、そのために被害を受ける人とのトラブルが多くなってるということでございまして、こういうのを定めたということでございます。

14番（増田榮策君） 先ほど大小の動物、自然の動物と言いましたけれども、これは鶏、ハト、カモメ、リス、猿、それからクジャク、こういうのは沖縄なんかでクジャクはものすごく問題になっているんですよね。それから伊豆高原では台湾リスが問題になっているんです。何か他の動物だと、岩手県だか福島県の方ではもっと別な、シカに似たような動物で大変な食害があるということで大変になっている。

こういう問題もあるし、細かく言えば、魚なんかで言えばブラックバス、稲生沢なんかでも最近釣れるようになったそうですが、こういうあれでもある。だから、やはり大小問わず動物にみだりに餌をくれたりすることはまずいと思うんです。

一番いい例が六甲山のイノシシ、あれも初め野生のイノシシが出てきて餌をくれたことから始まって、今は住宅地、玄関まで来るらしいんですが、そういう例も出てきている。日光の猿にしても初めは餌付けして観光的なものになるのではないかということから始まっている。そういうことが往々にして起こり得る場合ですよ。既に台湾リスの場合は、伊豆高原から河津まで来ているそうです。つい最近、今井浜の人に聞いたんですけど、別荘によくリスがやって来るから、かわいいから餌くれてるよというような人がいましたけど、既にその辺まで来てるんです。もし、こちらの方へ来たら電線かじったりとか、いろんな食害が出ている。そういう面で、もしできればそういうところまで配慮してほしいなというふうに私は思います。

それから、のら猫が増える原因というのは、課長さんもお存じだと思うんですが、家で飼っていたペットの生まれた子供の処置に困って捨てる例があるんです。ほとんどそうなんです。家の前にも昨年で4匹だか、箱に入れて捨てられて、困ったなと思って、まだ目のあかないあれをミルク飲ませてたことがあったんですけども、やはりそこまでのら猫の場合は配慮しないと、子猫の場合これがほとんどのら猫になるんです、飼い切れなくて。それから、異動、転勤する場合、飼っていたペットを必ず捨てていきます。

こういうことを、細かいことを多少配慮しないと、この条例は実効性がないのではないかなと、こういうふうに思いますので、ぜひ審議会の中でもっと精査して、そういうふうな落ちがないようにひとつお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

7番。

7番（中村 明君） 1点だけご質問いたします。

10条におきます販売事業物の責務というところで、「回収する適切な回収容器又は設備を

設置し」とありますけれども、これの回収容器が第8条の解説の(1)のところに回収容器、吸い殻入れ等の説明がありますが、この販売事業者の責務というところで、たばこ等の販売業者とありますが、このたばこ等の販売業者におきましては吸い殻入れを各自動販売機あるいはそのところに設置をするのでしょうか。

また、よく夏の前に保健所の食品衛生協会等が各飲食とか、そういう業者を集めて講習等を行いますけれども、この販売事業者に対してそれなりの何なりの講習とか、そういうことをやらないと、販売事業者に対しては徹底しないのではないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長(佐々木嘉昭君) 番外。

環境対策課長(村嶋 基君) この回収容器というのは、先ほど言いましたように缶・瓶を入れる自動販売機の業者については容器、吸い殻入れ等もつけてほしいということで ございます。

指導につきましては、うちのパンフレット等の送付ということで今は考えておりますけれども、機会がありますればそういうことを啓発していきたいと思っております。

議長(佐々木嘉昭君) 他に質疑はありませんか。

10番。

10番(小林弘次君) 詳しいことはあれですが、環境基本条例に基づいて美しい下田にしようということで、大上段に振りかぶっているわけでございますが、では私たちの下田の環境問題を考える時に、生活や自然環境を悪化させているのは、いわばいろんな原因があると思いますが、例えば、先般も議論になりましたように、河川あるいは海の汚染ということを含めて、もう少し下田の環境を考える場合に、根本的な何か問題点の提起がなく、ある何か、その場に見えるような、缶をポイ捨てをしてはならないとか、あるいは犬の飼養者は散歩の時にふんをやってはいけないとかと、大切なことだと思うんですが、環境を悪化させている根本的な問題点に触れていないような感じがするんです。

そこでお伺いしたいと思うんですが、事業者の責務としまして、環境を悪化させないような事業活動をするんだということになると思うんですが、例えば、先般も議論 になりました大賀茂川について考えてみれば、流域にいくつかのクリーニング店があると思うんです。そのクリーニング店からの排水がかなりの汚染原因になっているのではないのかと。あるいは下田の稲生沢川あるいは平滑川、敷根川流域含めまして河川の悪化、その先にある海の悪化につながる汚水の排出というものについて、そういうものまで規制ができる条例なのか。簡

単に言えば、事業者の責務として環境を悪化させるような行為をしてはならないということが書いてありますから、今言ったように端的に言えば、実名出して恐縮ですが、クリーニング屋さんが排水を出すのに、環境を悪化させるような、そういうものを出してはならないというふうなものなのか、そういうものを含んでるかどうか、第1点お伺いしたいと思います。

どうも中身は、前段の方は市の責務とか事業者の責務とか市民の責務とか、大上段に振りかぶっているが、あとの方はだんだんと迷惑ごみだったりふんをやったり犬・猫のこととかで、だんだんこういう感じになってるんですが、その点が1つと、もう1つは先ほど中村議員が指摘されましたところですが、いわゆる迷惑ごみになるようなものを販売する業者さんは、事業所は容器等設置に努めなければならないと、こういうことを言ってるわけですね。そうしますと、販売事業者の責務ということで一応責務を決めたんですから、「迷惑ゴミのポイ捨ての原因となるものの販売などを行う者（以下販売事業者という。）は、その販売などを行う場所に、迷惑ごみのポイ捨て防止のため、これらを回収する適切な回収容器又は設備を設置し、これを適正に維持管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行うよう努めなければならない」という、これは事業活動者にとって極めて大きな規定だと思うんです。

そこで、迷惑ごみ等を販売する事業者というのは、旅館さんや民宿さんにもあるいは大きなスーパーさん等もそういう販売をしておりますし、町にある、田舎にもある、雑貨屋さんにもある。専門的な自動販売機の設置業者もある。これは事業者というものをどういうふうに見るのか、下田市市内にこの責務に負う事業者というのはどの程度あるのか。これは取りようによっては事業者は新たなこの条例に基づいて出費を進めなければならないし、これがまず進められていかなければならないと思うんですが、この事業者の範囲はどのようにお考えになるのか、これが2点目でございます。

今申し上げましたように民宿さんだとか、旅館さんだとかあるいはその他たばこ屋さんだとか、あるいは酒屋さんだとかあるいはコンビニエンス、全部これに入るのかどうか。それを市内のそれ売ってるものは全部係るわけですね。それらもこの条例に入ると膨大な容器を入れるあれを置かなければならないということになっているんですが、その範囲はどういうふうになるのか、この点をお伺いします。

もう1つ、市の責務として基本計画を定めなければならないということなんですが、基本計画を定めた後に、これは公布がされるのかどうか。

それともう1つ、迷惑ごみというのと一般ごみを、ではこの条例は迷惑ごみとは何かとい

ったら缶などと釣具の、要らなくなった釣具だと言っているんですよね。これ見ますと、では今必要なのは環境を守る上でポイ捨てとか不法投棄で必要なのは、タイヤだとか、夏なんかになればパラソルやベットの要らなくなったのを旧道なんかにどんどん捨てているとか、あるいは大掃除の時期になると要らなくなった布団だとかああいうものも捨てているわけです。そういうことになると、迷惑ごみではないごみをちょっとその辺に放り出したり捨てたりなんかするというふうなことについては、どういうふうなことになるのか。基本的にはもう少しそういう不法投棄全体についてチェックできるような条例の方がいいのではないのかと。

缶やペットボトルは、曲がりなりにも、現在ポイ捨てもかなり見えますと思いますが、下田市は分別収集をしております、ほとんどの家庭で月2回の分別収集の日にはスチール缶、アルミ缶、ペットボトルあるいは有色、そして無色、茶色、いろんな瓶も含めてあるいは古雑誌、ダンボール等もリサイクルで出し出しているわけですね。意外とそういう点では市民生活の中でこれは定着しております、市民が市民生活の中で缶をどこかへぼんと放り出して投げ出すとかというのは、今以外と少なくなっていると思うんです。あるのは、例えば海水浴場のようなところでお客さんが海へ放り出していくとか、そういうことだと思うんです。あるいは魚釣りに来たよそのお客さんが、白浜なら白浜の板見の防波堤で放り出していくというのが主だと思うんです。そういう点でもう少し現状から見て、果たして今言ってるようなものが美しい下田を作る上での大きな問題点になっているのかなという点で、これは少しどうかなと。今言ったような美しい町を作るのに必要なのは、そういう点を含めているのではないかなという感じがするんですがね。

それともう1つは、公共施設の所有者あるいは公共施設におけるところの所有者、管理者の責務ということが載っているわけですが、例えば、下田は公共的な施設というか、国の機関、県の機関あるいはその他いっぱいあるわけです。そういうものを含めてその管理をするということになると、管理するところのそういう措置をとるとというのがすごく、それらの人たちとの話し合い等々が必要ではないかと思うんですが、こういう点はどうなのかということと、もう1つは、やはり一番問題になるのは、建物や空き地の所有者というのは必ずしも下田市内の人ではない人たちが持っているのがいっぱいあると思うんです。この条例は下田市内の人が持っているものに対してのみ、この責任を問うてるような気がするんですが、その点はどういうふうになっているのか、この点をお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） まず、この条例の基本的な関係でございますけれども、これにつきましては、いつも大黒議員の方から質問がありますけれども、本来ならば環境基本条例があり、次に環境基本計画があり、環境保全条例で定めるのが一番ベターでございます。これによりますれば……

〔発言する者あり〕

環境対策課長（村嶋 基君） それについて、いうならば現実には環境基本条例がありますけれども、計画保全条例もないということで、先ほど言いましたように下田で見えたと、特にポイ捨て、こういう迷惑について定めると、引っこ抜いてと言っては悪いですが、とるという条例でございます。

ですから、これについて先ほど言いました大賀茂川のクリーニング店については、この条例ではやりません。この条例の中には入っていないということで、環境基本条例の中にはありますけれども、大賀茂川については調査していますけれども、現実的には水質については重金属とか、そういうクリーニング屋さんが出すものについての調査はしておりませんので、それについてはわからないということでございます。

それで、迷惑ゴミの容器等は、先ほど言いましたように回収容器、瓶、缶を分けられるものとたばこもということでございます。

事業者につきましては、10条の下の解説の中にありますように、清涼飲料水、ビール、菓子、たばこ等の販売業者、スーパー、コンビニ、酒店、自販機の設置者と いうことでございまして、ほとんどスーパー、コンビニ等につきましては設置されています。ただ、一番問題になっているのが自販機の設置者、自販機については自分で設置する人と委託で設置する人ということがございます。数はちょっとわかりませんが、調べてございませんけれども、現実において委託で設置する場合ありますね。どこかの自販機さんがする場合は、ある程度設置されているということでございますので、これについては先ほど答弁いたしましたように、機会がありますれば説明等をしていきたいなと思っております。

それと、先ほど言った市の責務、この条例については迷惑ゴミということでございます。その後の、先ほど言いました夏期の後の布団とかベット、そういう大きいものというものにつきましては、現実においてはうちの方は廃棄物処理法上の不法投棄として扱っておりますし、今1件警察の方に届けている場合もあります。

ですから、この条例は言うならば精神的な条例ということでございまして、小さなものと、ごみに大きい小さいはございませんけれども、空き缶、たばこというように、偶然にも捨て

てしまったりと、そういうことがあるようなごみのことを示しております。大きいものについては不法投棄ということで扱っておりますし、現に今年も扱っております。

公共の場所と協議、港湾と県があります。これについてはこの条例を作る前から現実的にごみ、猫については何年も管理をしてくれるように頼んでおりますけれども、なかなかやってくれないということでございますので、またこの条例ができましたら、また協議していきたいと思います。

この所有者ですね、定義の中に市内によって土地又は建物を所有するということですから……

〔発言する者あり〕

環境対策課長（村嶋 基君） 所有者は市外、市内 だろうと市内において土地を所有する者、市内の土地ということになっております。現実的にこういうものがあるというのは、最近不在地主というんですか、駐車場等やっておりますも、その近くにはいないという場所についてかなりの迷惑行為が、意識的にされるわけではないでしょうけれども、されるということでございまして、そういうことを規定してるということでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 説明は大体わかりましたが、一応条例の成り立ちが、目的があって2条で用語の定義がございまして、その用語の 定義の中に、所有者というのは「市内において土地又は建物を所有し、占有する者」をいうわけですから、これ「市内において」という前提があるから、下田市外に住んでいる人で市に持っている人はこれの適用になるのかどうなのかと、ちょっと疑問ができるのではないかと。その解釈がこの2条のこの点は曖昧さが残るのではないのでしょうか。

要するに、曖昧さが残るといのは、この2条で、さっきから言っているように所有者は「下田市内において土地又は建物などを所有し、占有し又は管理する者をいう」ですから。下田市内において管理する者をいう んですから、下田市に土地は持っているけれども、下田市以外に住んでる人はこの条例では適用除外のようにとれると思うんです。こういう曖昧さを残してませんか、条例を正直に読んでみて。ちょっと僕はそう感じるんです、正直に読んでみると。この点が、いやそうじゃないよ、下田市に土地を持っている人間をいうんですよというような、もしそうであるとするならば、下田市に土地を所有している市内、市外の人とかということにしないと、これはおかしいのではないかと。この用語の規定は基本的なものですから、これはちょっと変ではないのでしょうか。専門 家もいるのでしょうから、この条

例でいいならいいで結構でございますが、ぜひ協議してあれしていただきたいと。

それともう1つ、次に市の責務、そして、市民の責務、そして次に事業者の責務というぐあいに、だだっとな責務があつて、大仰に出ているんです。そして、事業者の責務にこう書いてある。「事業者は、その事業活動を行うに当たって、良好で快適な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるとともに、市民などが実施する自主的な活動に協力しなければならない」。要するに環境を確保するために必要な措置を講ずる、環境を確保するために は悪い排水を出さないとか、そういうことをやるというのが、正直に読めばこれになるのではないかと思うんです。それがどうもお答えによると、クリーニング店の排水や何かをこれはいかないということのようですが、だとするなら事業者が行う、事業者が良好で快適な生活環境を確保するために必要な措置を講ずる、具体的には事業者はどういう措置なのかと。事業者というのは、これは下田市内で事業しているすべての人をいうんだらうと思うんです。単に空き缶やペットボトルやそんなものを売っている人だけではないと思うんです、事業者というのは、市内において事業しているすべての者をいうですから、何百という事業所が全部これに該当するわけです。そうですね。そうだとすると、その活動は、ではどういうことなのかと、これをちょっと説明していただきと思うんです。事業活動から生ずる生活環境を悪化させるようなことをしないということですから、さっき言ったような大賀茂川なり敷根川あるいは平滑川にそういう汚水を垂れ流すようなことは考え直そうということだらうと思うんですが、それがそうではないということになると、これはまたおかしな話になるのではないかというふうに思うんです。

それと、僕はさっきから言っているように、販売事業物の責務ということでポイ捨ての原因となるものを入れる容器とその設置というのは、これまた事業者に対する大きな負担になると思うんです。ですから、その点は容器リサイクル法との関連をどう見るかということになると思うんです。ですからこの点は、むしろこの条例の施行に、そういうことについては、これは全部、僕の見解ではこの条例どおりにいけば、さっきから言っているように民宿さん、旅館さん、そして場合によっては魚屋さんでジュースを売っているような店、八百屋でジュースやあれを売っている店、全部これは該当するのではないかと。ですから、これは明確にしていけないと、事業者というのは何か、これ必要だと思うんですけれども、どんなものでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） まず事業者、所有者等の、私の方は「市内において」という

のは、この定義の中に「市内において事業活動、また市内にある土地、構築物を持つ」という定義があります。市内においてが、私の方は市内にある土地、これは所有者が他市の人でも当たるという認識をしておりますけれども、もう一度精査して……

〔発言する者あり〕

環境対策課長（村嶋 基君） 精査してみます。

それと、前の容器の事業者につきましては、事業者の責務については第5条の方の解説の中で、一応空き缶等、吸い殻等の投棄防止のため、空き缶等を回収する容器、灰皿等の設備を設置するなど必要の措置をいうということでございますので、この辺ということでこの条例の半ば……

〔発言する者あり〕

環境対策課長（村嶋 基君） ですから、その事業活動というのは10条の方に販売事業物の責務、販売事業者については、また解説で清涼飲料水等の販売業者ということになります。これについて容器等を設置してほしいという……

〔発言する者あり〕

環境対策課長（村嶋 基君） これについての、今回の条例についてはほとんどが努力してほしいという努力義務でございますので、そのように周知徹底をしていきたいと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） 数点お伺いして、よりよい方向性の持てる条例にしていいただきたいために、少し確認をさせていただきます。

もちろん、先ほど小林さんのおっしゃった環境基本法、また市の基本条例、それにのっとって条文でございますものですからお伺いしますが、審議会で上級法に対する言及、審議はどのような格好で行われたのか。

それからちょっと飛びますけれども、下田をきれいにする日、毎月土曜日、今 150名の絡みで、第一土曜日にやっていらっしゃるということをお伺いしましたが、そういうものであって、国のやられた環境基本法に、多分6月5日だったと思いますが、「環境の日」と定めておりますが、それに対する対応は、市当局のどのような兼ね合いをしていらっしゃるか。それとまた、審議会でどのような議論がなされたか。

それからもう1点、海岸釣具の投棄、そのことがございましたが、このことは下田市をき

れいにするという場合に、海洋まで視野に入っているものであるのか。例えば、有料船でビニール袋、ナイロン袋をポイ捨てしてくると、その辺まで守備範囲が広がっているものかどうか。ウミガメのところでお話しさせていただきましたけれども、ウミガメの死亡原因の中でそういう異物を飲み込んだ、そういう事例が多々見られると、そのことに寄与するもので、その辺の範囲等、もしそれが可能ならどういう行政的な対応ができるのか。

そして、またさまざま議論になっていますけれども、罰則規定のない努力義務規定でございませぬけれども、通常いつも環境の問題に関しては条例化することによって、議員と当局、各議論をして共通の認識を高めていくことは、これはやらないよりはやった方がいいし、ぜひともそういうことを含めてやっていくべきだという考えに立つものですから、どしどし議論はよろしいんですが、その辺の罰則規定、海水浴場で議論された料料が一番見合うものが、こういう規定、条例だと思います。その辺の検討がなされたかどうか。その何点かお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） まず、上級法との関係でございませぬけれども、ほとんどこの条例の上級法は廃棄物処理法と、犬・猫の場合ですと動物愛護法との関係があります。その辺の関係は示してあります。

それと、「環境の日」と下田をきれいにする日の関係でございませぬ。これについては、まず、毎月1回くらい1つ決めようということがございませぬして、現実においては、今 150周年の関係で毎月やっていると。これがある程度定着しているなということで、この継続も考えているということでございませぬ。この 150周年の下田をきれいにする日については、地区を決めてのボランティア活動でございませぬけれども、うちの方のこの日は周辺の清掃をしてほしいということでございませぬ。

釣具等の投棄については、防波堤からすぐそこへ捨てるというのはよくないということでございませぬして、沖に離れたところまではちょっと考えてはございませぬ。

議長（佐々木嘉昭君） 13番。

13番（大黒孝行君） おおよそはわかりました。ただ、先ほどからずっと販売事業者の責務等で議論になっていますけれども、これをざっと読んだ時にごみゼロを目指すのか、ごみの処理を目指すのか、ようやく今、課長の答弁で廃棄物等それが 根っこであるということで理解するものですが、目的の項には基本条例に沿ってと、そういうのが明記されてる限りは、やはりそういう基本的な環境に対する基本的な理念が抜けてはませぬいものですから、その辺

を1つ。

ここをずっと読んでみますと、どうもこれで見るとごみ箱だらけになりそうで、それでかえって美化の方にマイナスのイメージがありはしないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） ごみはどうしても出るものでございまして、それをどのように処理するかが一番問題でございます。これが散乱するのどこかに1カ所に集まるのか、そういう観点でございます。今回については道路等に散乱するよりは、一番いいのは家に持って帰って処理してくれるのが一番理想ですけれども、持ち帰れないとか、「つい」ということもありますけれども、その時は近くの回収容器に入れていただければなと思っております。

科料につきましては、先ほどから言いましたように、今は精神的な条例であるということで科料をどうするかということでございます。ついては、他に、先ほど言いましたように廃棄物処理法、いろいろな道路法、刑法とかがございますので、これについては大きい場合はそちらでやればよいということでございまして、罰則というより行政指導と。ある程度の実効性を持たせなければならないということで、行政指導までということでしたものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑は。

15番。

15番（土屋誠司君） 先ほど小林議員も言いましたけれども、個別な条例を作るより環境基本条例を作ってその後環境基本計画を作らなかったら、すべての事業に結びついてくるものであるから、それを作らなければならないと前から自分たちは言っているんですけれども、それは作らないでこういうのが出てきたんですけれども、そのもとになる下田市の環境基本計画はいつ作るようになっているか、その辺を聞きます。

それとまた、このマナー条例というか、確かにこれはみんなが守らなければならないことなんですけれども、さらにまだ抜けているものがあるんです。非常に前から言っているんです。例えば、公の土地に違法の看板とか商品、それとかはみ出し駐車、それとか前からのプランターとかを公の上に置いてある。あれはバリアフリーの上で、前によくはないということを委員会でも指摘しているんです。それがそのまま守られないで、そういうのが載っていないんですね。

それと、先ほどありました河川の水質、良好の環境を守るためには観光立市でやっているAAの海を目指しているのに、それを入れていないんですよ、これは。それは皆さんに努力義務でいろんな合併浄化槽とか、そういう下水道をつなげていけばいいんですけども、その前の措置として、皆さん努力義務で洗剤とか油分を流さないとか、そういうものまで入れていかなかったら余り意味がないと思うんです。その辺について伺います。

それともう1つ、先ほど大黒議員がごみ箱でいっぱいになると言いますが、それはごみ箱を設置するにも、例えば奈良公園なんかは表に出さずに裏においてありますよね。ごみを受け取ってくれと言えばそこでとってくれる。そういうシステムに、ごみ箱を置くのではなくて見えないところに置くというか、そういうふうにした方がいいのではないかと思います。それについて伺います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） 環境基本計画につきましては、今回市長の方も議会で答弁したと思いますけれども、現実には今までは合併が終わってからということでございます。現実にはそのポリシーは変わっていないと。今はどうなるかわからない状態でございますので、それを見ながら作っていかねばならないかなと思っています。これについては前から言っておりますように、総合計画の環境部門のものでございますので、総合計画、そういうものが定まらないと決まると。というのは、地域につきましては合併がありますと地域が変わってくるということで、合併が完了したら検討するということございまして、先ほど言いました公の土地のはみ出し駐車については、ちょっと私の方、今回こういう論議にも上がらなかったというのは悪かったと思いますけれども、今後検討していけば、今後の環境基本計画の中でも、保全条例の中でも決めていけばと思っています。

ごみ箱につきましては、やはりうちの方もごみ箱の設置というのはどうしてもしてほしいわけですが、ごみ箱だと見るとそこに違う人もしてしまうのがうちの方の悩みには悩みなんですけれども、観光客の人だけが入れてくださいと言っても市民の方が入れてしまうということがあります。ごみ箱の設置については今後の問題でございますので、そのように機会があれば指導等をしていきたいと思っています。

洗剤等については、この条例については謳っていないということでございます。これも先ほど申しましたように大きい計画、条例の中で、今回の条例につきましては、先ほど小林議員と増田議員が言ってますように、大きい計画の中の1つを取り出したという条例でございますので、地球環境、大きい問題でございますので、そういう中からの条例につきましては、

今後行われる計画、条例の中で定めていくべきだと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 15番。

15番（土屋誠司君） 環境基本計画は早急に作っていただきたいと思います。

それで、この条例は美しいまちを推進する条例ですよ。それには美しいというのは、前から言っているんですけども、違法というか、公の土地にある看板とか商品とかはみ出し駐車とかプリンター、そういうのをきれいにしてバリアフリーにするなり、下田の町は狭いわけですよ、観光立市と言いながら。そういうのも一緒に入れなかったらこれは全く意味をなさないと思うんです。その辺をぜひ入れるように検討してください。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑は。

6番。

6番（渡辺哲也君） この条例は去年9月の一般質問で、マナー条例の制定をお願いしたものでありますが、経緯を見ますが、私が思っていたことより、非常に大きな問題になっております。私は常識的なマナーをしてもらいたいということをお願いしたわけですが、内容をもう一度精査し、再度検討していただき、ぜひとも制定に向けて当局も頑張ってもらいたいと思います。

以上。

議長（佐々木嘉昭君） 他に。

1番。

1番（沢登英信君） 環境基本条例に基づいてこの条例の提案ということでございます。環境基本条例に基づく審議会の審議にもかけられたという報告をされているわけですが、大変そういう意味では問題のある条例案であると思うわけです。どういう審議がされたのか、まずお尋ねをしたいと思うわけでございます。

その内容は、この条例が制定されて以降、この実施について実現性についてさらに審議会で吟味をしていただくんだと、このように報告されたと思うわけですが、出すからにはやはりその実効性も含めてどういう問題があるのかということの検討の上にこれは提案されるべきものであるのではないかと。そういう意味では9月に撤回をして検討すべき条例案になっているのではないかとと思うわけでございます。

それで、どういう点でこれが問題かといいますと、やはりマナーやモラルの問題を1つの条例にする、ルールにするというところの難しさが根底にあるんだろうと思うんです。そういう意味でこのマナーを1つのルール、条例にしたというのは、海水浴場の条例で研究もし

てきました、この千代田区の路上喫煙ノーというポイ捨て禁止条例というのは、俗な言い方をされていますけれども、安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例、こういう条例が既にできているわけでございます。このような科料で対処をしていく、風俗のチラシや看板も取り締まっていく、不法に放置された自転車等も取り締まっていく、こういう内容になっているわけでございます。しかも、これらのものは下田の市民を対象にしたマナーであるのか、あるいは来遊客等々についてのマナーや規制をしようというのか、その対象も定かではない。

マナーを1つのルールにするというからには、マナー上とても見過ごせないような事態がそこに発生をしていると。したがって、それをルールとして解決をしていきたい、こういう論理構造になるんだと思うわけです。そうしますと、釣り道具屋等々でコマセで汚れるということになりますと、釣り場の防波堤が現在どうなっているのかと、ここをどのようにマナー、ルールを釣り人に守ってもらうのかと、こういう課題が明確になっていくんだと思うんですけども、ごみのポイ捨てにしましても市内の人が捨てるものを対象にしてるのか、あるいは観光客が沿線に捨てて大変困ると、そういう実態をきっちりルール化していこうとしているのか、非常に定かではないと。そういうことから言っても再検討が必要であると思うわけでございます。

さらに、第2条の12項、「他人が管理する場所 他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物をいう」となっておりますが、したがって自分の土地にはどんなごみを置いてもいいんだということに逆にとれると思うわけでございますが、今日、自分の土地であっても産業廃棄物を重ねて置いたり、おおいのするものを置いたりというような事態が出ているわけでございます。この地域のまちづくりをどうしていくかという観点からは、やはり自分の土地、建物であっても一定の、その地域に暮らす人たちのルールやマナーを守っていただくと、こういう観点が必要であろうかと思うわけでございます。あえてこの2条の12項を入れた理由が現状に合わないのではないかと思うわけでございます。

第3条の説明書きの4項に、「条例施行前、施行後などの実態調査等を行う」、市の責務を定めているところでございますけれども、現在担当課であります市当局はどのようにこの条例を施行する前に、問題点がどこにあるというぐあいに考え、どのような快適な生活環境の確保に必要な基本方針を定めようとしているのか、こちら辺のことの吟味なしに文言だけの条例を制定すればいいと、精神条例を制定すればいいということには決してならないわけございまして、かえって混乱を増していくと、こういうことになると思うわけござい

す。

さらに市の責任だけではなく、美しいまちづくりをしていこうということには、それぞれの関係機関があると思うわけでございます。近くは区長さん、あるいは町内会環自協、どぶ清掃もその住民の皆さんや、河川の川ざらい等も各部落区民が進めているわけでございます。こういう人たちとの協力体制をどのように実現をしていくのか、こういう観点が、全くこの条例案の中には含まれていないと、このように言えるのではないかと思います。

交通安全、ポイ捨て等につきましても、落書き防止は公共の施設あるいは交通の安全を確保する施設によく落書きがされるわけ でございますけれども、防犯協会やあるいは警察署等交通安全協会との協力体制をどうして安全で美しいまちづくりをしていくのかというような観点も不明確であると思うわけでございます。

次々指摘していきますといとまがないほどの指摘ができようかと思うわけでございます。そういう点では、この条例はぜひとももう一度精査していただいて、出し直すということでご検討をいただきたいと思うわけでございます。

別途条例等もこれも幾つもの条例案が重ねて美しいまちづくりというぐあいにしてあるだけであって、それぞれの関連性も定かではない と、このように思うわけでございます。精神条例としてぜひともこういうマナーを高めたいという気持ちはわからないわけではございませんけれども、これを1つの条例とし、ルールとしていくためには見過ごせないような状態の部分に手を触れてマナーを上げていくと、こういう姿勢が必要ではないかという観点から検討していただくことを要望に付け加えまして、質問と要望を終わらせていただきたいと思っております。

環境対策課長（村嶋 基君） 環境審議会の経過ということでございますけれども、去年9月に諮問しましてから4回ほど、今年6回ほどやっております。それについて内容等を精査、それと、どうしたらいいのかということはそれも審議させていただきまして、今回それについては補正でやっております。ただこういう新しい条例ということになりますと、やりますとどういうことが出てくるかということがわかりませんので、その実行までに3カ月ほどありますので、その中でさらに精査していくということでございまして、施行後の実態調査などもその中に含まれるということでございます。

それと、誰がということでございますけれども、この定義の中で市民等につきましては、市民、旅行者及び通過者 ということがございますので、市に来る人ということでございます。

それと釣具の関係でございます。これについて、他のこういうポイ捨ての関係、どのよう

なことだということでございます。それについては私たちの方は電話、いろんなことでのいろんな苦情を受けております。特に釣具等につきましては、皆さんご存じのように毎週1回防波堤愛好会という人たちが掃除しています。その量たるや膨大なものであって、ボランティア団体であっても持ってこれないという量でございますので、それについては市と話し合いました毎週水曜日にトラック2台ぐらいで2カ所回っております。そういうところから見て釣具等の、それについては釣具等よりジュースの缶等が多いということでございます。

猫等につきましても、先ほど言いましたように、今だんだん動いてきて所有者の方に、同じ下田市内でも、そこにいない駐車なんかの方に増えてきたという実態があります。この実態につきましては、うちの方は電話等でいろんな相談を受けていますので、その中で実態をやっておるということでございます。

他人が管理する場所、特にこれにつきましては、猫に餌をやる場合、自分のうちの中でやっても別に問題ないということでございます。他人の土地でやりますと、その周りの人、所有者とのトラブルがあるので、他人の管理する場所ということを決めております。

廃棄物の関係ですけれども、自分の土地に置いてあると言われてしまったら廃棄物ではございませんので、そういう観点から他人の管理する場所というのを定めさせていただいたものでございます。もともとこの条例につきましては、沢登議員再度言いましたように、マナーを高揚する条例でございますので、この条例で行っていきたいと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

8番。

8番（増田 清君） 大分長くなりますけれども、ちょっと質問させていただきます。

やはり実効性のない条例は、ちょっと私は問題だと思います。過去においても海水浴条例もそうですし、せっかく条例を作るんですから必ず実効性のある条例を作ることが大事だと思います。

特に、この中の事業者の責務、販売事業者もそうですけれども、この事業者の方々と1回これに対する協議などはなされたのかどうか。

それと、さっき上級法と余り接点を持たないで作ったという話ですけれども、例えば第5条の事業者の責務、「良好で快適な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるとともに」、必要な処置ですね。これは汚濁防止法とも関連してくると思うんですよ。例えば排水等でもクリーニング等でも、たしか日5トン以上届け出の義務があるかないか、その辺もありますね。そういうことも全部絡んでくると思うんです。そういうことで事業者等販売業者、

他旅館等1回協議したのかどうか、ちょっとお伺いをします。

それと、不法投棄等の関連です。大賀茂でも過去において平成12年に不法投棄の回収を地元の区民で行いました。その時は一般ごみが2.4トン、粗大ごみが11トンあったわけですね。なおかつその中に消火栓もあったわけです。当局にどこで誰が捨てたか調べてくれと、とうとうどこの者だかわかりませんでした。告発できても、どこの者だかわかりません。結局、作ってもそれだけ実効性がないわけです。そういうこともありますから、その辺のことをしかとできるのかできないのか。それで、所有者がわからなくてもちゃんと調べるのかどうなのか。その辺でやはり当局の首を絞める条例になってしまうと大変だと思いますので、その辺のところもどの程度取り締まりというか、告発できるのかどうか、その辺のところと、精神的条例でしたら、下田市民憲章がありますよね。あの中に環境に関する憲章とか、啓蒙活動を行うことも大切だと思います。

大きく分けて、その事業者等々打ち合わせをされたのか。不法投棄の関係、どこまでそれは告発できるのかどうか、その2点についてお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） まず事業者につきましては、先ほどありましたように、会って話していることはございません。今後機会がありましたら調整していきたいと思っております。

それと、不法投棄につきましては、先ほどから 言いましたように今回のポイ捨て、缶が1つや2つではございませんけれども、幾多の場合は誰が所有者というのは現実的に特定できるかできないかという問題がございます。不法投棄にされたものの所有者等が判明するようなものがあれば、うちの方はそれをもって警察等にっております。現実において、産業廃棄物と思われるものについてはちゃんと県に届けております。昔、私が課長になる前らしいですけれども、1件そういうのがわかったということでございます。今回、今持っているのは1件ございますけれども、それについても名前が書いたのがあります けれども、それが特定できないだろうと言われております。

この消火栓につきましては、うちのも消火栓があったということで、消火栓を使うというのは特殊な事業者でございますので、市内を調べたけれども、これについてはないということとでございますので、名前等がありませんので処理してたということとでございます。

不法投棄がどこまでということとでございますけれども、不法投棄はそれが廃棄物になるのか、それが一般廃棄物か産業廃棄物かで違いますけれども、それについて特定ができますれ

ば所有者の方も告発できますし、私たちの方も警察の方に届けるということが出来ますので、その辺でやっていきたいと思います。

憲章条例につきましては、ちょっとここではわかりませんので。

議長（佐々木嘉昭君）他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君）これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第 53号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時11分休憩

午後 2時22分再開

議長（佐々木嘉昭君）休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第6号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君）次は、日程により、発議第6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君）ただいま議長から紹介を受けました、市外廃棄物の処理に関する条例の提案理由並びに条例案の説明をさせていただきます。

本条例の提案に当たりまして、下田市が1990年代、80年第後半からヒノキ沢林道沿線にあった安定型埋立最終処分場、そして中間施設である焼却施設、これらに日量10トン車で、多い時には100台、200台の、大都会から発生したごみが持ち込まれて、たちまちヒノキ沢の深い谷が埋め立てられて、そこから出る汚水あるいは中間処分場である焼却場からの排煙等が大賀茂を含めまして周辺の地域に飛散し、そしてヒノキ沢林道から蓮台寺川につながる無名河川を汚染し、さらには蓮台寺川、下田川につながる、その先の海にまで汚染が広がっているという苦い教訓を私たちは持っているわけでございます。

平成1年4月にこの2社の業者が不法に埋め立て、不法に焼却したというかどで、業の停止を受けて5年になるわけでございます。この苦い経験から私たちは本当の意味で廃棄物公

害から住民の暮らしと下田の自然環境を守っていくという、こういう責務があるということから、今回の条例の提案になったというものでございます。

申し上げます、とりわけ焼却施設は大量のプラスチック類を焼却し、その結果大量の塩素ガスが発生して上空にある送電線まで切断され、周辺南伊豆町、田牛町等周辺、24時間以上の停電になるという非常事態も生じたことは、記憶に新しいことであると思うわけでございます。そういう事態をできる限り防いでいくということが今日極めて必要であるということから、提案になったものでございます。

それでは、今回の提案に当たりまして提出者、下田市議会議員小林弘次、賛成者、下田市議会議員沢登英信、増田榮策、大黒孝行、各議員の同意を得まして提案させていただくものでございます。

市外廃棄物の処理に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定に基づき提出させていただくものでございます。

提案理由は先ほど申し上げましたように、廃棄物公害を防止するためでございます。

条例本文を朗読させていただきます。

市外廃棄物の処理に関する条例。

目的

この条例は、市外より大量の廃棄物が持ち込まれ、不法に焼却又は埋め立てが行われることを防止し、市民生活と自然環境の保全を図ることを目的とする。

用語の定義

第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)

第2条に規定する廃棄物

(2) 市外廃棄物 市外に所在する排出事業場から排出される廃棄物。

(3) 排出事業者 自らの事業活動に伴って廃棄物を排出する者をいう。

(4) 排出事業場 工場、工事現場その他の廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設をいう。

(5) 市外排出事業者 市外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる廃棄物について、市内の処分業者に処分を委託するもの又は市内において自ら

処分するものをいう。

(6) 処理 収集、運搬又は処分をいう。

(7) 処理施設 廃棄物を処分する施設をいう。

(8) 処理業者 市内において収集、運搬又は処分を業として行う者をいう。

(9) 処分業者 市内において処理施設を設置し、中間処分又は最終処分を業として行う者をいう。

届出と協議でございます。

第 3 条 市外排出事業者又は処理業者は、日量 100kg を超える市外で発生した廃棄物を市内の処理施設において処分しようとする場合は、事前に次に掲げる事項を市長に提出し協議するものとする。

(1) 廃棄物の種類。

(2) 廃棄物の量。

(3) 搬入しようとする日時。

(4) 処理業者名。

(5) 市外排出事業者名。

(6) 処理施設及び処理方法。

協議書の交付

第 4 条 市長は、前条の規定により届出を受けた場合、その内容を審査し、公害防止及び自然環境の悪化を防止するための必要な措置を協議し、その上で協議書を交付するものとする。

第 5 条 市内処理施設の届出

処分業者は前条に定めた市外廃棄物を処理した場合、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出するものとする。

(1) 廃棄物の種類。

(2) 廃棄物の量。

(3) 処理日。

(4) 処理業者名。

(5) 市外排出事業者名。

(6) 処理施設及び処理方法。

第 6 条 委任です。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定めた日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 今朝ほどこの条例案を見させていただいて、熟慮する時間もないままざっと読まさせていただいたんですが、廃棄物公害を防止するために提案なされたということであれば、当然通常で考えれば市内に発生した廃棄物もまた対象になるであろうと。特に不法投棄については市内の物がかなりの部分を占めておるんですが、本条例においては市内の廃棄物を除いて市外だけに絞られたわけですが、この下田市の環境、産業廃棄物を考える時は、やはり市内のものも当然に対策として考えるべきではないかと思いますが、市内の廃棄物について今回取り組まないというふうにした理由は何なのか、その点を1つお伺いしたい。

それから目的において、「不法に焼却又は埋め立てが行われる」ということでありますが、この「不法」というのは、何を意味しているのかがいま一つよくわからない。正規の許可を受けて許可範囲内において処理しているものについては当然に不法ではないわけです。したがって、許可業者が許可の範囲内で処理している部分については、この条例でいう対象から外れるという理解でいいのかどうかというのを、1つお聞きしたい。というのは、第3条において日量1,000キログラムを超えて市外で発生したものを持ち込むものだと、ところが処理として、もちろん日量1,000キログラムが許可の範囲外であれば当然に不法でありますから、条例云々以前にこれは大問題であるわけです。ところが許可量として日量1,000キログラムを処理することができる業者であれば、本第1条の目的において「不法」なところの不法の部分が外れる、つまり不法でない1,000キログラムを処理するものをこの対象にするということは、目的からいけばおかしいのではないかと。つまり不法という言葉と3条の1,000キログラムを超えるというところの、昨日も問題になりましたが、整合性はどうかしているのかと。許可の範囲内であれば1,000キログラムを超えていても不法ではない、そこのところがこの整合性がどうなっているのか。

それから、1,000キログラムというのは、いかなる根拠によって1,000なのか。これがなぜ500ではないのか、2,000ではないのか。1,000キログラムはいかなる根拠の中で1,000キログラムというものが出たのかということでもあります。

同じく3条においては、「事前に掲げる事項を市長に届出て協議するもの」とありますが、協議というのは当然に市長の側に何らかの処理について発言をする、あるいは申し入れをするというのが協議です。この事項について届出をさせるじゃない、例えば、許可業者が1,000キログラムを処理する許可要領として許可を持っていると、正規の許可業者が。当然に許可の範囲内の量として1,000キログラムを持っている、その業者に対して市長はいかなる根拠を持って申し入れをすることができるのか、あるいは協議を何の協議をするのかということです。協議内容が不明確。

それから、協議を持っていく根拠そのものがわからない。届出を出させるというのならまだ理解ができますが、何の根拠があって市長はいかなるものを話し合いのテーブルに乗せていくのか、あるいは異議申し立てをするのかということです。

それから、第4条なんですけれども、この4条については小林さんらしからぬ全くわけのわからない条文になっているかと思うんですが、まず、4条では「公害防止及び自然環境の悪化を防止するための必要な措置を協議」としますが、普通に読めば第3条の業者と協議をするというふうに読めるわけではありますが、後段に行きますと、「その上で協議書を交付する」とあります。普通、交付というのは、例えば市長がものを決めて、そのものを書類にして渡す、これ交付です。ただ協議書等は契約書と一緒にありますから、協議した者同士は対等な立場にありますから、協議したら協議した事項を後日の証拠とするために、双方署名捺印の上、双方が1通ずつ保管するというような形で、一方が他方に対して交付するというのは、協議書を結んで行う場合には普通使われないんです。交付するという時には、市長はこの協議を全く違う、第三者と協議をして、その協議の結果を交付するのであればわかるんですが、その場合には協議の対象者というのは一体誰なのかと。誰と市長は協議をしてこの問題について交付するんだと、その辺が全く曖昧なものであります。

そして、1,000キログラムを市長と協議が、実際に提案理由である廃棄物公害の防止に本当につながるのかどうか。1,000キログラムだけを超えるのを協議する、しかし、その協議の内容もいまいち明らかでない。いわゆる市長の不法性というものが1,000キログラムを超えるというだけでは何ら不法性を保障しないわけです。担保していない。したがって、不法でも何でもないかもしれない。それはただ協議をしなさいというだけでは、この廃棄物公害

を防止するという提案理由、この目的を達成できない。小林さんにしては本当になぜこんな条文を出されたのか、全く疑問なわけなんです。これでは目的が達成されないのではないのか。不法を証明しているものではないか。これはもう一度撤回されて改めて出された方がいいのではないかと思うんですが。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） お答えいたします。

まず、今回の条例というのは、私は御承知のように地方分権一括法と行政手続法というのが施行されまして、本来この手のものはこれまで要綱とか規則でやられてきたものでございます。しかし、要綱行政等々については、先ほど申し上げました地方分権一括法あるいは行政手続法で、これは正しくない。したがって、法令主義、条例主義をとるべきだというのは現在の1つの流れであるわけです。そういう点の中で今回の提案は、本来こういうものは要綱で定められたものを条例上で規定しようということがまず第1点でございます。

そういう点からすれば、まず前段申し上げましたように、条例制定の基本的な考え方は市外から大量に持ち込まれる廃棄物については許認可権というものについては、下田市にはそう多くないものを持っているわけです。産業廃棄物等含めてないと。したがって、今回の条例制定の1つの最大の焦点は許認可権について触れるものではないということが第1点です。このことを許可するとか認可するというものではないということ。

そしてさらに、では何を目的にするのかということになれば、今後、これから今までも今後、下田市に持ち込まれる市外のごみの内容を市長というか下田市はよく承知しておく。どういうものが持ち込まれ誰が排出し、どういう種類のもので、どういう量のものが持ち込まれたと、そしてそれをどういう方法で処分するのかということを下田市は十分知ることが第1の目的です。知ることによって、廃棄物公害のさまざまな廃棄物公害を防止するわけです。

したがって、ご承知のように廃棄物の埋め立てあるいは処分というものは、例えば、日量12トンの処理ができる焼却施設であっても、12トン进行处理しているから、合法だから必ずしも環境に対する悪化を招くものではないということをご承知のとおりであると思います。まず今回私が提案した条例は、下田市に持ち込まれるごみや廃棄物の内容、排出者その他を知ることによってその後の対策というものが取り得るということが最大の1つの理由であります。

というのは、この1980年代後半から90年代、恐らくヒノキ沢林道沿線に30万トンから50万

トンに及び大量の市外廃棄物が持ち込まれたわけです。当時下田市は誰がそれを排出し、どういごみが持ち込まれ、どういう処分が行われているかということはほとんど行政レベルでは知ることができなかった。したがって、対策はことごとく県頼りの対策になり、最終的にはどうしようもない状態に立ち至ったというのはご承知のとおりであるわけでございます。そして、現在もあそこからの汚水はヒノキ沢林道沿線の河川を汚染し続け ているわけです。

この苦い教訓から、まず第1に持ち込まれるごみの内容、量、そしてどういう処分のされ方をしようということです。これがまず目的の第1点でございます。

そういう点で、それらについて結局不法というのは、例えば、不法の中にも廃棄物の処理に当たっては、焼却処理があり、あるいは埋め立て処理があり、その他の中間処理があると思います。そういうことについて、例えば、現在この産業廃棄物においても5ナノグラム以下の基準というものを維持しなければならない、そういうことを超えればこれまた不法なことになるし、例えば、焼却できるものが限定されるわけです。例えば、埋め立てる物も何種類とかと。そういうようなことがこの条例によって、もしこれが出てくれば、できるということでございます。

届出をする、これが交付されて日本中にこういうものが知らされ、あるいは市内の業者さんにも明らかになって、そして下田市に持ち込もうとして場合には下田市に届出が行われるという、こういうルールが確立されることによって、かつての苦い悲惨な状況というものを回避することができるのではないのかということが最大の目的でございます。

具体的に申し上げまして、まず第3条でございますが、3条はまず届出をするということです。これはあれです。

第4条は、これは届出をされたものに対して一定の意見をつけたものの協議書を交付するという内容であるわけです。これについては先ほどから言ってるように、廃棄物を持ち込むのを許可するとかしないとかという権限が下田市にない以上、この規定でいくより他はないということであるわけです。したがって、これはこの条例について届けを受け、そしてその届出について処分方法等を検討し、そして廃棄物公害を最大に防止するような方向での協議を進めていくという、この規定になっているわけでございます。

この点につきましては、自分自身としては実効性を持たせるという点で一番苦労したものでございますが、実はこの条例の中でもう1つ大事な点は、市内にある処分業者、現在産業廃棄物処分事業者含めまして幾つかありますが、市外から持ち込まれたごみについては持ち込もうとする人たちだけではなくて、処理をした人も実は市長のところへこういう物を処理

しましたということを提出を求めているわけです。そういう点で、さっきも指摘があった効果を期待するというものであります。

もう一つ、違法、不法、これについては最終的に決めるのは、県の廃棄物等との問題もあると思いますが、権限が下田市にあるかどうかということにはつながらないという点で、今言ったとでございます。

あと、市内のものについては除外されてるのはいかなる理由かということでございますが、これは市内で発生したものについては比較的内容等々を知り得る条件にあると思うんです。それはどうかわかりませんが、基本的には下田市で発生した産廃については事業所あるいは内容等についてはあれすると。私、この自然破壊と廃棄物公害を防止する住民連合会ということで、いろいろと住民運動にかかわった時に、下田市内及び賀茂郡全域の産廃の排出状況についての調査をさせていただきました。この時に市内の廃棄物については、まず問題になるような大量の廃棄物はないということ。大量にあるとするならば、これは建築廃材、とりわけコンクリート等のガラ、こういったものが産廃として出ているということ。現在コンクリート廃材についてはほとんどがリサイクルされておりまして、市内にも2カ所ほどのコンクリート等についての処理する施設があり、下田市の公共事業や県の公共事業等から生じたコンクリートガラ等は、現在不法投棄されることはなく、基本的にはその市内の2カ所にあるこの中間処理施設で再生材として処理され、下田市の公共事業等にも利用されているというのが現状であるわけです。そういう点では基本的には1,000キログラムを超える市内から発生している廃棄物で、基本的に環境を悪化させているような状況というものは察知できるし、現段階ではそう多くないという判断からです。

もう一つ、1,000キログラムというのは、自分は1,000キログラムということになりますと、この点の基準はいかなる根拠かということでございますが、この私たちの経験しているのでは大体市外から持ち込まれるものについては、わずか1トン車とか2トン車というふうなちゃっこいものを持ってくるということは、余り輸送経費等からいきまして、余りないのではないのか。そうしますと恐らく4トン車以上、10トン車とかのもので持ってくると。そういう点で車からいけば2トン車以上のものを持ってくるというものについては、基本的には届出をしていただくというふうなことで、これについてはこれまでの市外から持ち込まれた廃棄物の実情からして1,000トンというものが来れば十分に対応できるのではないのかということから、このあれをさせていただいたものでございます。

そして、果たして下田市内の不法投棄等については、これはある意味ではこの環境対策と

か、あるいは県の下田の保健所のパトロールとかさまざまな形でこれは出てくると、そういうものについては取り締まり処理ができるのではないのかということでございます。基本的には、今申し上げましたように廃棄物の持ち込まれる内容、処分される実情、それを承知することによって廃棄物公害を防止することの施策が打てるということを目的としたものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 3番。

3番（伊藤英雄君） まず、認識が全く小林さんらしからぬ認識がありまして、先ほど美しいまちをつくる条例におきましては、たばこ1本、缶コーヒー1本のごみもやはり環境を汚すものなんです。少なればいいという問題ではない。少なくとも、大量にたくさん出てくれば大量になるわけです。

それから、市内の業者も缶1本もそうです。ヒノキ沢林道にも、小林さんがよく通られた白浜街道に不法投棄で捨てられたごみはよくありました。自動車1台もありました。自動車1台では大量とは言えないかもしれない。しかし、それが下田市あちこちにあればやはりこれは大問題なんです。1カ所における量が多い少ないだけではないんです。だから、先ほども議論もありましたけれども、下田市全体のごみをどうするんだ、こういう議論がやはり必要なのではないか。そういう意味で言えば市内はいい、市外はだめと、こういう区分けは下田市の廃棄物公害を防止するという観点からいけば、市内、外にかかわらずこれに取り組んで、条例の制定なり、条例の制定を目指す、こういう姿勢が何より大事ではないか。

1,000キログラムあたりがいいのではないかという、余り根拠はないですけども、2トンであれば2,000キログラム、2トン車が通常であれば2,000キログラムでもいいんでしょうけれども、おおまかに1,000キログラムだということであるということなんです。それはわかかった。しかし、一番最初に言われた目的がどのようなものやってるのか知りたいということであれば、なぜ協議するんだという、知りたいのであれば届出を出せということで、それは十分目的は達成されるのではないかということです。届出ではなく、協議になっているのですが、今の趣旨でいけばこれは協議を届出にかえても構わないということなのか。

それから4条についていえば、協議書に意見書を公布するというのであれば、当然このところの条文は協議書につけて意見書を交付するものでなければならぬ。おかしいわけです。協議書を交付するというのは、協議書のあり方からいっておかしいわけです。協議書というのは、双方が合意して作ったものですから、当然中身も承知しているし、お互いそこで署名押印もするんでしょうから。だから、交付するのであれば、今の小林さんの説明であれ

ば協議書ではなく意見書を交付する、こういう文章でないとおかしいわけです。

だから、先ほど言いましたけれども、まだまだこの条文は、もう少し条文の文章を練る必要があるのではないか。その上でまた改めて出し直しをしていただいた方がよろしいのではないかと思います。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） それは、自分としては十分精査したものであり、これより以上の条文というのはないという確信を持っております。それは出す以上は当然の確信です。

もう1つは……

〔「協議書を交付するというのは……」と呼ぶ者あり〕

10番（小林弘次君） ですから、協議書は実務的には出してもらうわけですね。

〔「協議書は協議した内容……」と呼ぶ者あり〕

10番（小林弘次君） 協議した内容はね、そして、それについてね、この点ではそれは、ですから、協議し、そして例えば、ここに書いてあるように、公害問題や、あるいは環境問題含めて問題がなければ、これについて十分に、簡単に言えば、僕がやるとすれば、係る不法な行為がないように処分をしてくれとか、埋め立てについて、埋め立てが許可されていないようなところに埋め立てをするものについてはそれは困るなら困る、いいならいいとか、こういうものをつけて出すというものだろうと思うんです。意見書ではないです。

〔発言する者あり〕

10番（小林弘次君） というのはね、このことについて意見を出す権限があるかどうかということについて、疑問点があるわけです。要するに処分のことについて許認可権につながるようなことについては避けなければならないという問題があって、これがさっきから言っているように、要綱等であるならばそれでいいわけなんだけれども、条例規制ということになりますと、一応こういう規定の仕方しかないのかなというようなこと。

〔発言する者あり〕

10番（小林弘次君） する、しないにかかわらず、これは協議書を交付するということですから。

〔発言する者あり〕

10番（小林弘次君） これはもうあなたもご説でね、ただもう1つ、これはさっきから言っているように、市外から持ち込まれるごみのことであって、市内のことについては現行の条例なり現行の監視体制で行うということでは十分だと。これ以上のことで、例えば、条例制

定するようなものではなかろうと。市外から持ち込まれるごみについては、下田市は内容やあるいは排出事業者やあるいは処理方法というものを知る由もないという、この最大の問題点について今回問題提起しているということでございます。

したがって、その点については十分おわかりだと思いますが、これは下田市における長い廃棄物公害の、さまざまな形で運動を進めた経過の中で到達した1つの結論であるわけで、我々に許認可権があれば、許認可権があれば、このごみは下田に持ち込みを禁止するような条例を本来は出したいわけです。

3番（伊藤英雄君） 長い小林さんのお活動の成果であるというのを聞いて、なるほど、これでは下田のゴミはなかなかなくなるという思いを強くしたわけでありますが……

〔発言する者あり〕

3番（伊藤英雄君） 私は市内の業者であっても、やはり不法投棄は不法投棄であり、取り締まるべきは取り締まるべきであるという考えを持っています。この点についてはこれから委員会の方で審議をしていただければ結構かと思いますが、それから、協議書を交付するという日本語は、私はおかしいと思いますが、小林さんは協議所は交付するものだということであれば、それはまた委員会の方で正しい日本語といいますが、それを検討していただければ結構であるとは思いますが、今申し上げたように、かなり問題点が依然としてあるということが明らかになったのではないかとあって、これで質問を終わります。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） それにお答えしますが、この条例は1つの不法投棄を取り締まるとか、許可をすとか、こういうものを持った条例ではないということです。取り締まり権限のない状況のもとで最大限下田に持ち込まれるよそからの廃棄物公害を防止するためのぎりぎりの線での下田の条例制定だということです。取り締まるとかそういうものではないんです、この条例制定の意図は。

したがって、この不法投棄とかそういうものについて取り締まるイコール罰則あるいは命令、こういったものを含むものではないという この点だけのご理解していただきたいと思えます。そういうものではないということです。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） ちょっと教えてもらいたいことがあるんですけども、これは具体的にはY Tの、産廃場のことを言ってますよね。

〔発言する者あり〕

5番（鈴木 敬君） ヒノキ沢林道でも。1年に業務停止を受け、16年の4月に切れ、それから具体的に県の許可を受けて営業しているんですか。そこら辺のところは1点お聞きしたいんですけども。

それと、日量1トンを超えるものに関しては、届出して協議するものとする。これ毎回1トンを超えるたびに業者は届出書を出すんですか。1トン超えるごとに。1回1回。それを市の方に持ってくると、市はそのたびごとに協議するということなんですか。

〔発言する者あり〕

5番（鈴木 敬君） もう1つ、条例としてやった時に、もし市以外の業者がそんな面倒くさいことは嫌だよと言った場合は、これはどうなるのかというふうなこと。3点お尋ねします。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） まず私の知り得た情報では、店については営業の許可は取り消されたわけです。現段階において県に許可申請を出されているという情報はないです。新たに許認可、要するに廃棄物の処理、収集、運搬の業の許可を届け出た形跡はないようです。ただし、先ほどご指摘されたことについては、収集、運搬というのは今後やらないようにして、処分業、簡単に言えば燃やすという業は届け出るような感じはすると。焼却場の管理、運営は管理して、よそから持ち込んだごみは燃やしてやってお金を貰うという、こういう商売はしようとしているような情報でございます。これは私が知り得たことですからあれですが、今の段階では収集、運搬の許可申請も出されていないということ。お話によりますと、簡単に言うと焼却施設を使って商売をするという処分業、これの許可申請だけは出そうというような動きのようです。ただし、県もこれまでの経緯があるから簡単には出そうとはしてないというふうなことは聞いておりますが、事態はどうなるかは、これはわかりません。いずれにしても、ヒノキ沢林道沿線が再び県外、市外からのごみの持ち込みによって、観光地としての下田の面目を丸つぶしにするようなことは絶対に避けなければならないという内容のものです。

それでもう1つは、この……

〔発言する者あり〕

10番（小林弘次君） それは、ですから廃棄物の処理というのは、例えば、この下田に持ち込まれたゴミ質を検討していきますと、ハウスメーカーですよね、簡単に言うと。マンシ

ヨンとか建物を造るハウスメーカー。これらが周辺の古い住宅や何かを解体し、取り外したものをシュレッダーにかけて破碎するわけです。破碎したものを大量に持ってきたという経緯があるわけです。今回、今まで、私が調べた中で。要するに、簡単に言えば、コンクリートごみとかあるいは陶器のくずだとか鉄くずだとかと、こういうごみではなくて間違いなく混合しているごみなんです、ごみ質が。ものすごく混合したごみ質であるものですから、そういう点では一現場当たりの、専門的に言えば僕もよくわかりませんが、マニフェストというものがございまして、それぞれの排出事業者が処分業者を通じてくるくとそういう氷河の一角もつながっていくわけで、それらは恐らく最終処分をするところにマニフェストが来るわけで。それからいきますと、一処分に当たって、例えば 100トンあるなら 100トンある、100トンの処分したいということについての届けを出すことによって、例えば、ある町のある事業物から出た 100トンのごみを処理したいということわ出せばそれで事足りるのであって、そのうちの今日は 10台持ってくる、明日は 20台持ってくるというようなことについて、その都度出すということではなくて、一事業所の処理についてということ考えております。しかし、それについては規則に委ねておりますからそれでおやりになっているということです。

〔「罰則はどうですか」と呼ぶ者あり〕

10番（小林弘次君） これについては罰則はございません。また罰則のつけようが今までのところないわけです。ただ、それについて言えることは、先ほどから申し上げましたように、市内で処理された業者についてはそれぞれの一定の行政指導ができると思うんです。市内に処理施設を持っている人は、あなた、よそのごみ持ってきたでしょうと、届出をしてくださいよと。これは市内にあるわけですから、一定の下田市内にある処理業者、処分業者あるいは処理業者については届出を受けるということで、そういう点でのあれはできると思います。ただし、罰則は現在のところ残念ですが、この条例を担保する規定というものは現在のところ設けることはできません。

ただし、条例や法律というものは実効性というものは条例そのものに罰則をつけようと何をつけようと、執行当局がそれを執行しようとするかしないかによって決まるわけで、罰則があつたり何があつてもそれを執行しようと思わなければ、これは全く実効性はないという、海水浴場条例がそのとおりでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他の質疑はありませんか。

8番。

8番（増田 清君） このヒノキ沢林道にあります施設につきましては、一昨年、許可権限のある県の関係で地元の大賀茂・大沢区に話がございまして、今後もしそういう創業が始まるような場合には地元にもちゃんと説明をし、創業に関して何らかの協定書関係を結んでほしいという申し入れはしてあります。よって、そういう協定書関係である程度公害は防げるのではないかな、そう思うんですけども、その小林さんの見解をお聞きしたいと思います。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 増田議員ご承知のように、あのヒノキ沢林道沿線の2社における不法営業、不法な埋め立て、不法な焼却処分等々含めまして行われたわけですが、ご承知のように、下田市が中に入って大賀茂区と公害防止協定を結ばれておりました、あの不法営業をやっていた2社から。そういう点では、その時公害防止協定はがっちりと結ばれていたんです。がっちりと結ばれて、それこそ協議も今まで一番立派な紙の協定書が結ばれていたけれども、実態はご承知のようにそういう協定や何かを無視した大量のごみが埋め立てられ、そして日量12トンを超える大量のごみが毎日のように焼却されていたわけです。そういう点では、僕はやはり公害防止協定というものは一種の紳士協定、今回も紳士協定のようなものでございますが、そういう点ではその効果については、この業界については余り信用をすることはできないのではないかとというのが僕の、私的な考え方です。

それで、1つは今回の点について言えば、現在のヒノキ沢林道沿線にある焼却施設については、これは県の保健所からのたびたびの説明のあるとおり、業者は営業権は取り消されたけれども、処分場そのものは有効ですよという考え方ですよ。そして、業者が自分のごみを自分で燃やす分には何ら問題ないよということです。自分のごみを自分で燃やす分には別に一応ちゃんとした許可をクリアした焼却していれば文句ないよという、これが県の見解なんです。

では、自分のゴミとは何かといたら、増田議員ご承知のように、自分でこういう家の解体を請け負って、そして出たごみは自社ごみだと、こう言ってるわけですよ。自分で解体なり何なりを請け負って、出たごみは自社ごみだと。それを燃やすなら別に許可がなくなっても何をしてもいいですよという。そういう点で今も時々煙出していると思います。ですから、実は自分が今回これをあれしたのは、差し迫る許認可権の問題も含めて、一定の先制的な形で出して、下田の対応、とりわけ議会は二度と再びヒノキ沢林道沿線にあのような事態を惹起しないような決議を上げているわけですから、そういう点ではどういう手段をとってしても、観光立市を標榜する下田市に観光バスよりも大量のごみが2つに持ち込まれるような

事態になったら、観光立市もヘチマもなくなってしまう。これは歴然としておりまして、この点は、私はどうかことかということよりも、大量のごみが持ち込まれるということについては、あらゆる手段を講じて我々は防いでいかなければならないという、そのための1つの問題提起だということでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 7番。

7番（中村 明君） 先ほど小林さんは、この条例は何ら効力を持たないということですけども……

〔「強制力」と呼ぶ者あり〕

7番（中村 明君） 強制力、それだったら、ただの紙切れと一緒にすよね。それだったら、協定書とかなんとか条例ではなくて、協定書とかそういうのではだめなんですか。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 先ほどから言いましたように、本来ならば、今までの行政手法からいけば、いわゆる土地利用の要綱政治で済ませてきたわけです、最初から申しているように。しかし、地方分権一括法や行政手続法で要綱行政というものからの脱却を我々は迫られているわけです。要綱ではだめなんだ、そういう感じですね。したがって、これは条例化せよということなんです。

しかし、許認可権に及ばない規定でございますから、さっきから言っているような強制力、罰則等を設けることについては残念ながらできないということなんです。これは県の条例なら、十分にできるわけです、県の場合には。しかし、我々はこれは特に廃棄物については、一般廃棄物については下田市長が処分計画を作ることができるわけです。しかし、産業廃棄物については県が処分計画を定めなければならないという大原則があるわけです。

したがって、今回の条例は一般廃棄物、産業廃棄物、合わせて廃棄物という規定を定めておりますけれども、一応視野に入れているのは、1980年代から90年代にかけて持ち込まれた産業廃棄物を視野に入れているということでございます。ですから、今申し上げましたように、これはぎりぎりの線での条例制定だということなんです。ぎりぎりの線です。とっくにそういうことができれば、得意のあれを出しますよ、罰金とか何かと。それができないというところが苦しいところで、ご理解を願いたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑は終わります。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

ただいま議題となっております発議第6号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時12分休憩

午後 3時22分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第54～議第60号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第54号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第55号 平成16年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第56号 平成16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成16年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成16年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（高橋久和君） それでは、議第54号から議第59号までの6件の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

お手元に補正予算書及び予算説明資料をご用意したいと思います。

最初に議第54号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入につきましては、地方特例交付金と普通交付税の交付額決定に伴う補正と、前年度決算の確定に伴い繰越金の補正、各一部事務組合の決算確定に伴う精算金等を。歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の組み替え、当初 予算の計上時保留しておりました事業費の計上、国・県支出基本等の交付決定による事業費補正及び民生関係費の国・県費の精算、衛生費におきましては焼却場の維持修繕費の増額等、また農林水産業費及び土木費におきましては、市民要望の多い各施設の維持補修工事等を補正させていただくものでございます。

それでは、予算書の1ページ目をお開き願いたいと思います。

まず第1表の歳入歳出予算の補正でございますが、規定の歳入歳出の総額にそれぞれ2億

789万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 102億1,813万5,000円とするものでございます。

なお、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出補正予算書として、2ページから7ページに記載しておりますが、この内容につきましては、後ほど予算説明資料により説明させていただきます。

次に、第2条の地方債の補正でございますが、8ページ目をお開き願いたいと思います。

第2条、地方債補正の変更といたしましては、上水道事業出資金老朽管更新事業他2件の各事業につきましては変更するものであり、3件で1,410万円となり、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとりの条件で借り入れをするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、補正予算書の概要資料に基づきまして説明をさせていただきます。1ページ目をお開き願いたいと思います。

初めに歳入でございますが、総務課関係といたしまして、主なものは10款1項1目地方特例交付金は64万8,000円の増額補正で、本年度分の恒久減税、市税影響額等に基づく交付額が決定によるものでございます。

10款1項1目地方交付税は8,132万7,000円の増額補正で、本年度地方交付税額が決定し、19億9,932万7,000円となりましたので、当初予算計上額19億1,800万円との差額分を計上いたしました。

10款3項6目権限移譲事務交付金は35万1,000円の減額補正で、高压ガス保安法に基づく事務費他起債の事務への増減及び減額分の差し引きの計上でございます。

2ページ目の10款2項1目不動産売却収入の1,275万7,000円は、県単の落合縄地線事業関連で、物件移転補償者の代替地として、柿崎地内の市有地約228平方メートルをその対象者に売却するため追加をいたします。

20款1項1目繰越金は平成15年度の決算が確定したため、4,835万4,000円の追加補正。12款5項3目過年度収入の269万8,000円は、下田地区消防組合の平成15年度決算が確定したための精算額として。20款5項4目雑入の80万円は、河内地区の自主防の防災機材購入に対するコミュニティ助成金を。

3ページ目の20款1項1目衛生債から、20款1項6目臨時財政対策債の市債の整理につきましては、補正内容案に記載されておりますとおりでございます。先ほど地方債の補正で説明いたしました各事業の変更によるもので、1,410万円を追加するものでございます。

次に、3ページ目の市長公室関係でございます。20款5項3目過年度収入は256万6,000円

の追加補正で、南伊豆総合計算センター及び南伊豆地区広域市町村圏協議会の平成 15年の決算に基づく精算分を、 2 款 5 項 4 目雑入は 540万 7,000円の追加補正で、自治総合センターコミュニティ助成金 500万円を受け、東本郷地区のライトアップ事業と河内の祭典用太鼓購入に対する助成金を 250万円ずつ受け入れるものでございます。

次に、市民課関係につきましては、 2 款 5 項 3 目過年度収入は 63万 5,000円で、平成 15年度決算に基づく伊豆斎場組合負担金の精算分を受け入れるものでございます。

次に、4 ページ目の環境対策課関係につきましては、歳入のすべては合併処理浄化槽設置申請の増に伴い、国庫、県費等の追加補正をするものでございます。

次に、健康福祉課関係につきまして、主なものは、 1 款 2 項 2 目民生費県補助金の 225万円の増額補正は、地域福祉計画等策定推進事業に対し、事業費 300万円に対し、3分の2の補助金が交付されることになったため受け入れます。 1 款 1 項 4 目介護保険特別会計繰入金の 910万円は、平成 15年度の介護保険の介護給付費等の確定に伴い、一般会計の負担金の精算により、 2 款 5 項 3 目過年度収入の 1,121万円は、平成 15年度の実績に基づく生活保護費の補助金として 63万 7,000円と、老人保護措置費の国庫負担金 205万 7,000円、身体障害者施設支援費の国庫分として 204万円等を受け入れるものでございます。

また、福祉係といたしましては、 1 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 405万 4,000円は、知的障害者施設支援費及び身体障害者施設支援費で、施設入所者等の増により国庫負担金が追加になるものでございます。

次の 1 款 2 項 1 目民生費国庫補助金の 60万円の増額補正は、年々増加している母子家庭の自立を支援するための事業に対する補助金。

5 ページ目の 1 款 2 項 2 目民生費県補助金の 10万 3,000円の追加補正は、補正内容欄記載の各種医療費の増額によるものでございます。

次に、建設課関係といたしましては、 1 款 2 項 6 目土木費県補助金は 106万円の追加補正で、柿崎宮ノ背地区の急傾斜事業実施に向けての測量委託に対する補助金を。 1 款 3 項 4 目土木費委託金 7万 3,000円の追加補正で、まどが浜海遊 公園がすべて完成したため委託料の見直しを行い、管理業務費が追加となるものでございます。

次に、6 ページ目からの歳出でございますが、議会事務局関係の 1 款 1 項 1 目議会事務の人件費 60万 4,000円の減額補正から、 11 ページ目の監査員事務局関係の 2 款 6 項 1 目監査員事務の人件費 5 万円の追加までの人件費につきましては、各款項目一括にて説明をさせていただきます。

恐縮ですが、この資料の末尾の 19ページ目をお開き願いたいと思います。

これは4月1日付の人事異動に伴いまして、一般会計及び特別会計の人件費所要額を 今回の補正にて整理をさせていただいたものでございます。職員数は全体で当初と変更なく 306人分となっております。一般会計につきましては、一番左側の給料で 1,249万8,000円の減額補正、扶養手当等の職員手当の合計は左から4つ目の枠欄になりますが、533万1,000円の減額補正、また左から2つ目の枠欄の退職手当につきましては、勸奨退職者の申し出に伴う特別負担金6,263万7,000円の追加補正で、全体の補正額といたしましては4,621万9,000円を追加補正するものでございます。

次に、介護保険特別会計から水道事業会計の人件費につきましては、それぞれ表の記載のとおりでございます。

一般会計を含む4会計の合計といたしましては、表の最下段に記載のとおりで、給料で967万2,000円の減額補正、職員手当等で426万7,000円の減額補正、退職手当は6,206万円の追加補正で、全体といたしましては5,190万4,000円の追加補正となるものでございます。

それではまた恐縮でございますが、6ページ目に戻っていただきたいと思います。

総務課関係ですが、主なものは2款1項14目財政調整基金の8,000万円は、後年度の資金留保のための積立金として。2款8項1目地域防災対策総務事務の258万円は、落合、箕作、宇土金地区にある消防詰所を箕作地区へ統合するための建物造成工事の設計委託を、地域防災組織規制事業の80万円は、河内地区の自主防災の防災機材購入に対する助成金として。8款1項1目下田市地区消防組合負担事務の74万9,000円の追加補正は、本年度の普通交付税の確定に伴い、負担割合の変更に伴い追加を。消防団活動推進事業の消防団員等公務災害補償等共済負担金の43万6,000円は、議第50号にてご審議をいただいた消防団員の退職報償金のアップに伴い、掛金もアップしたものでございます。1款1項2目の起債利子償還事務は909万9,000円の減額で、平成15年度借入利率の確定に伴う減額補正。12款1項1目一般会計予備費は496万1,000円の追加補正で、歳入歳出の調整額でございます。

次に、市長公室関係につきまして主なものは、2款1項2目職員研修事業の48万9,000円は、職員の海外研修旅費として、2款1項7目ふるさとづくり事業の500万円の追加補正は、歳入でもご説明いたしましたが、河内地区の祭典用太鼓購入と、東本郷地区の桜並木ライトアップ事業に対する助成金を、下段の大久保婦久子作品展示事業の26万円は、11月から12月にかけて、大久保婦久子さんの作品を市民に公開するための経費を計上いたしました。

7ページ目の2款9項1目電算業務推進事業の30万円は、財務会計端末機の修理代を、ネ

ネットワーク推進事業の 89万 7,000円は、パソコンの修理代とサーバー用内蔵のハードディスクの購入を、2 目南伊豆総合計算センター負担事務の 153万 4,000円は、軽自動車の標識番号が3桁になるための改修経費と、計算センターの廃止に伴う秘密保持契約に係る作業委託負担金でございます。

次に、税務課及び市民課につきましては、人件費ですので省略させていただきます。

次に、環境対策関係でございますが、主なものは、4 款 3 項 3 目焼却場管理事務の 2,612万 5,000円は1号炉のウオータージャケットやロータリードライヤー等の修繕費として 1,611万 5,000円と、ロフトル購入の 900万、1号炉の修繕中のごみを他町村へ搬出するためにごみ持ち込み手数料 50万、5 目環境対策事務の 25万 1,000円は、議第 5号にてご審議をいただきました下田市美しいまちづくりを推進する条例のPR用のパンフレット作成や、看板作成費として、あるいは審議会員の報酬等の経費でございます。合併処理浄化槽設置整備事業は290万円の追加補正で、申請数の増によるものでございます。4 項 1 目水道事業会計繰出金の 863万円は、配水地耐震診断に対する補助金 63万円と、老朽管更新事業に対する出資金 800万円を追加するものでございます。

次に、8 ページ目の健康福祉課関係につきましては、人件費を除いた主なものは、3 款 1 項 1 目下田市地域福祉計画等策定推進事業の 196万 1,000円は、当初予算計上額にプラスして事業費の組み替えをいたし、計画書の印刷費、郵便料、複写機使用料等を追加いたします。

3 款 2 項 1 目老人福祉総務事務の 4万 2,000円と在宅老人援護事業の 248万 7,000円の追加補正は、平成 15年度の決算に伴い、在宅福祉事業補助金等がもらい過ぎだったため、県への返還金。3 款 4 項 1 目生活保護総務事務の 313万 5,000円の減額補正は、人件費の減額と救護支援葵寮の改築に伴う負担金を 36万 5,000円を。3 款 8 項 1 目介護保険会計繰出金は 60万 8,000円の追加補正で、4月の異動に伴い人件費の介護保険特会への繰出金が 増額となるものでございます。

健康福祉課福祉系の 3 款 1 項 2 目身体障害者施設入所支援事業の 400万 8,000円の追加は、施設入所者の増により及び在宅身体障害者（児）援護事業の 184万 6,000円は、重度医療費の制度改正に伴う経費と、舗装具の要望が増加のため、150万円の追加をいたします。3 款 1 項 3 目知的障害者施設入所支援事業の 80万円の追加は、医療費の沈み込みの減により 130万円を減額し、施設入所者の増により 210万円を追加するものです。3 款 3 項 1 目在宅児童援護事業の 238万 5,000円は、乳幼児医療の制度改正に伴う関係事務費と医療費の増のため、次の児童扶養手当支給事業の 120万円は児童扶養手当支給者の増のため。3 款 3 項 6 目母子家

庭等支援事業の 88万 8,000円は、やはり母子家庭と医療費助成制度の改正に伴う関係事務費と母子家庭の自立支援に対する補助金 30万円と、扶助費 50万円を追加するものでございます。

子育て支援係は、人件費のため 9 ページの健康づくり係の 4 款 1 項 4 目第 1 次救急医療事務の 18万 9,000円の追加補正で、年末年始における歯科診療を、歯医者さんのご協力により実施することとしたため委託料を、4 款 2 項 1 目老人保険事業の 7万円は、乳がん及び子宮がん検診の制度改正がされたため、その経費を追加するものでございます。

次に、観光商工課関係につきましては、主なものは 6 款 1 項 2 目中小企業金融対策事業の 130万円は、小口資金信用保証料補給補助金要綱に基づく申請者が増加したため。6 款 2 項 2 目観光振興総務事務の 100万円は、歴史的建造物の所有者の改修事業に対する補助金として。6 款 2 項 4 目外ヶ岡交流館管理運営事業の 244万 5,000円は、人件費と機械設備を保守点検委託の委託内容の見直しと入札差金により 207万 5,000円の減額と庁用備品を購入するためのものでございます。

次に、農林水産課関係につきましては、人件費を除きますと、主なものは 5 款 1 項 5 目農用施設維持管理事業の 50万円は、維持補修用資材を、5 款 2 項 1 目県営稲梓地区ほ場推進事業の 70万円は改良用資材を、5 款 3 項 1 目林業振興事業の 150万の追加は、有害鳥獣被害対策事業の補助金についての増により、林道維持・管理事業の 40万円は、やはり補修用資材を追加するものでございます。

次に、10ページ目の建設課関係につきましては主なものは、7 款 2 項 1 目道路維持事業の 650万円は、市民要望の多い市道維持補修工事費の追加を、7 款 3 項 1 目河川維持事業の 72万 2,000円の追加で、河川維持補修工事 100万円と、河川協会負担金を減額。7 款 4 項 1 目港湾総務事務は 7万 3,000円の追加で、まどが浜海遊公園業務委託を、7 款 5 項 3 目県営街路事業負担事務は、下田港横枕線の事業費が 8,500万円の追加となったため、15%の負担金 1,275万円の追加をいたします。7 款 7 項 3 目急傾斜地対策事業の 235万 6,000円は、歳入にてご説明いたしましたが、柿崎宮ノ背地区の急傾斜指定促進の用地測量委託 として、23万円等を追加するものでございます。

次に、収入役室が人件費のため説明を省略させていただき、教育委員会の学校教育課関係につきましては、9 款 1 項 2 目教育委員会事務局総務事務人件費は説明を省略させていただきます。需用費は公用車の修繕等を追加。

11ページ目の、生涯学習課関係につきましては、人件費を除きますと、9 款 5 項 1 目社会教育総務事務の臨時雇賃金は、退職者の補充のための臨時を、また青少年の海の家、須原公

民館の修繕費の追加を、9款5項7目市史編纂事業の36万5,000円は、市史編纂のための臨時雇賃金と、編纂委員さんの報償費27万円を追加するものでございます。

選挙管理委員会は、下田市長選挙事務の精算に伴う不用額1,22万3,000円を減額し、監査員事務局は、人件費ですので省略させていただきます。

以上で、議第54号 下田市一般会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、各特別会計の補正の予算につきまして一般会計補正予算同様、補正予算書及び補正予算書説明資料により説明をさせていただきます。

初めに、補正予算書の14ページ目をお開き願いたいと思います。

議第55号 平成16年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183万5,000円とするものでございます。

歳入歳出補正内容ですが、説明資料の12ページ目をお開きください。

歳入につきましては、3款1項1目繰越金は、15年度の決算が確定したため、前年度繰越金73万5,000円を追加補正するものです。

歳出につきましては、5款1項1目 稲梓財産区予備費は、歳入歳出調整額としての73万5,000円を予備費に追加するものでございます。

次に、補正予算書の7ページ目をお開き願いたいと思います。

議第56号 平成16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,247万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の内容ですが、説明資料の13ページ目をお開き願いたいと思います。

歳入につきましては、2款1項1目繰越金は、平成15年度の決算が確定したため、前年度繰越金を8万8,000円追加補正するものでございます。

歳出につきましては、3款1項1目駅前広場予備費は、歳入歳出調整額として8万8,000円を追加補正するものでございます。

次に、補正予算書の78ページ目をお開き願いたいと思います。

議第57号 平成16年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,047万

1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14億 907万 1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の説明ですが、説明資料の 14ページ目をお開き願いたいと思います。

歳入につきましては、8款1項2目その他一般会計繰入金は、4月異動に伴います職員給料等の増額となったため繰入金を 60万 8,000円追加し、9款1項1目繰越金は、平成 15年の決算の確定に伴い、前年度繰越金 1,26万 1,000円を追加補正するものでございます。10款3項6目過年度収入は 719万 2,000円で、国庫過年度収入 465万円、支払い基金過年度収入 19万円、県費過年度収入 50万 3,000円は、平成 15年度の決算に伴い、保険給付費が確定したため各負担持ち分の率によって不足額を受け入れます。南伊豆計算センター負担金 12万 9,000円で、電算業務委託の精算に伴う受入金でございます。

歳出につきましては、1款1項1目介護保険総務事務は 60万 8,000円の追加補正で、4月の人事異動に伴う増額。1款1項1目介護給付費準備基金積立金は 903万 8,000円は、平成 15年度の介護給付費が確定したことに伴う介護 給付費準備基金積立金として、6款1項2目第1の被保険者保険料還付金は 80万 8,000円の追加補正で、保険料の還付を、6款1項3目介護保険償還金事務は、国庫に 51万 9,000円の返還を、6款2項1目介護保険一般会計繰出金は 910万円の追加補正で、その内容は介護給付費精算金として 649万 6,000円と、人件費分 28万 8,000円、事務費分 218万 7,000円と、計算センター負担金の精算分を一般会計へ返還するものでございます。

7款1項1目介護保険予備費は歳入歳出調整額として 89万 8,000円を追加補正するものでございます。

次に、補正予算書の 91ページ目をお開き願いたいと思います。

議第 58号 平成 16年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）でございますが、第 1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,030万 5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の内容ですが、説明資料の 15ページ目をお開き願いたいと思います。

歳入につきましては、4款1項1目繰越金は、平成 15年度の決算の確定により、前年度からの繰越金によって、70万 5,000円の追加補正を、歳出につきましては3款1項1目集落排水予備費は歳入歳出の調整額として 70万 5,000円を追加補正するものでございます。

次に、補正予算書の 98ページ目をお開き願いたいと思います。

議第 59号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、第 1 条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,066 万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13億 5,216万 1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、説明資料の 16ページ目をお開き願いたいと思います。

歳入につきましては、6 款 1 項 1 目繰越金は 1,066万 1,000円で、平成 15年度決算の確定に伴う前年度よりの繰越金を、歳出につきましては 1 款 1 項 1 目下水道総務事務及び下水道排水設備設置促進事務は 4 月の人事異動に伴う人件費の増減。1 款 2 項 2 目下水道施設管理事業の 37万円の追加は、人件費及び施設予算備品費の購入。2 款 1 項 1 目下水道幹線環境築造事業は 72万 6,000円の追加補正で、その内容は人件費が 8 万 6,000円の追加及び工事費 64万円の追加は、当初予算計上の用地購入費と測量委託が補助対象外になったため、補助対象工事費の増額を。2 款 1 項 2 目下水道枝線管渠築造事業の 450万 6,000円の追加は、4 月の人事異動に伴う人件費の追加は 150万 6,000円と、枝線管渠築造工事の起債対象事業費の増額に伴い 300万円の追加を、3 款 1 項 2 目下水道起債利子償還事務は 190万 4,000円の減額で、平成 15 年度の起債借入利率の確定に伴う減額。4 款 1 項 1 目下水道予備費は歳入歳出予算の調整額として 747万 6,000円を追加するものでございます。

以上で議第 54号から議第 59号までの 6 件の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書の用意をお願いいたします。

議第 60号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算書の 1 ページをお開きください。

補正第 1 号の主な内容でございますが、収益的収入 及び支出に関しまして、収入では臨時給水増に伴う補正、支出では職員の人事異動に伴う人件費の補正及び 15年度決算に伴う減価償却費の補正でございます。

資本的収入及び支出におきまして、収入で改良工事増による企業債の追加、支出でも建設改良費の追加補正が主たるものでございます。

まず、第 1 条でございますが、平成 16年度下田市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、

次に定めるところによるものでございます。

平成 16年度下田市水道事業会計予算（第 2 条）を、次のとおり補正するものとしまして、
2、年間排水量 562万立方メートルを 562万 1,000立方メートルに、3、一日平均配水量 1万 5,397立方メートルを 1万 5,400立方メートルに、4、主要な建設改良事業、改良工事費 1億 3,990万 6,000円を 2億 874万 9,000円に改めるものでございます。

平成 16年度下田市水道事業会計予算（第 3 条）を次のとおり補正するものとしまして、収入で第 1 款水道事業収益 6万円を増額し 7億 2,416万 2,000円に、その内容といたしまして第 1 項営業収益 42万円を増額し 7億 2,233万 6,000円に、第 2 項営業外収益を 19万増額し 182万 5,000円に、支出で第 1 款水道事業費用 28万円を減額し 7億 1,426万 4,000円に、その内訳といたしまして、第 1 項営業費用を 1万 8,000円減額し 5億 3,616万 6,000円に、第 2 項営業外費用を 226万 2,000円を減額し 1億 7,119万 8,000円に、予備費を 200万円増額し 400万円とするものでございます。

次に、第 4 条資本的収入及び支出でございます。予算第 4 条本文括弧書き中不足する額 2億 5,664万 6,000円を、不足する額 2億 4,585万 9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 498万 8,000円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 755万円に、当年度分損益勘定留保資金 2億 953万 8,000円を当年度分損益勘定留保資金 2億 1,397万円に、減債積立金 4,212万円を減債積立金 2,433万 9,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第 1 款資本的収入で 7,963万円を追加し 1億 2,343万 2,000円に、その内訳といたしまして、第 1 項企業債を 7,100万円追加し 1億 200万円に、第 2 項他会計からの負担金を 800万円追加し 1,880万円に、第 6 項他会計からの補助金を 63万円追加するものでございます。

支出でございますが、第 1 款資本的支出は、6,884万 3,000円を追加し 3億 6,929万 1,000円に、その内訳といたしまして第 1 項建設改良費を同額追加し 2億 1,680万円とするものでございます。

次に、第 5 条企業債でございます。予算第 6 条を次のとおり補正するものとしまして、2の限度額 3,100万円を 1億 200万円に改めるものでございます。

第 6 条は、議会の議決を経なければ流用できない 経費で、予算 8 条の職員給与 1億 4,908万 9,000円を 1億 5,400万 5,000円に改めるものでございます。

次に、7 条たな卸資産購入限度額でございます。予算第 9 条を次のとおり補正をするもの

として、たな卸資産の購入限度額を 2,183万 5,000円を 1,868万 5,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明書で 3 ページをお願いします。

平成 16年度下田市水道事業会計予算実施計画書の収益的収入で、第 1 款水道事業収益は 61 万円を増額し 7 億 2,416万 2,000円に、内訳といたしまして第 1 項営業収益 42万円を増額し 7 億 2,233万 6,000円に、内容といたしまして 1 目給水収益は臨時給水の増によるもので、2 目受託工事収入、3 目その他営業収益は修繕工事収入、雑収入でございます。

2 項営業外収益は 19万増額し 182万 5,000円に、内容といたしまして 3 目雑収益は雑収入でございます。

収益的支出では、第 1 款水道事業費用 28万円を減額し 7 億 1,426万 4,000円に、内訳といたしまして第 1 項営業費用 1 万 8,000円を減額し 5 億 3,616万 6,000円に、内容といたしまして 1 目原水及び浄水費から 5 目総係費までは人事異動に伴う人件費の増減、6 目減価償却費は決算に伴う確定により 443万 2,000円の追加をするものでございます。

第 2 項営業外費用は 226万 2,000円を減額し 1 億 7,199万 8,000円に、その内容といたしまして 1 目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債借入金利息の確定に伴い 18万 1,000円の減額、2 目消費税及び地方消費税は 208万 1,000円の減額。4 項 1 目予備費は 200万円の追加を補正するものでございます。

次に、4 ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入で、第 1 款 資本的収入は 7,963万円を増額し 1 億 2,343万 2,000 円に、内訳といたしまして第 1 項企業債の増額、2 項他会計からの負担金の増額は建設改良工事に伴う増額でございます。第 6 項他会計からの補助金の増額は耐震診断委託に伴うものでございます。

支出で、第 1 款資本的支出は 6,884万 3,000円を増額し 3 億 6,929万 1,000円に、内訳といたしまして第 1 項建設改良費 6,884万 3,000円の増額は、1 目改良工事費を同額追加し、内容は工事費としてみなと橋総配水管改良工事、吉佐美区配水管改良工事、中地区改良工事、下田南伊豆線改良工事等の追加をするものでございます。

5 ページをお願いします。

平成 16年度下田市水道事業会計資金計画でございます。受入資金は 1 億 2,008万円を追加し 9 億 3,802万円に、支払い資金は 6,514万 5,000円を追加し 8 億 7,024万 9,000円となり、この結果資金残高は 6,777万 1,000円を予定するものでございます。

次に、6ページの給与明細書は説明を省略させていただきます。

次の7ページから10ページまでは平成15年度下田市水道事業確定貸借対照表でございます。本会議の決算の中で説明しましたので、省略させていただきます。

11ページをお願いします。

平成16年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。これは平成15年度確定貸借対照表の期末残高に平成16年度中のものを増減いたしまして、平成16年度がその残高を算出したもので、12ページの末尾に記載してありますように資産合計は58億6,540万円となるものでございます。

次に14ページをお願いいたします。

14ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は58億6,540万円となり、さきの資産合計と一致し貸借対照表は符号しているものでございます。

15ページをお願いします。

平成16年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。1の営業収益6億8,794万1,000円から2の営業費用5億2,846万7,000円を差し引きますと、営業利益は1億5,947万4,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益18万6,000円から営業外費用1億5,373万3,000円を差し引きますとマイナスの1億5,191万7,000円となり、この結果、経常利益は755万7,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え6の特別損失210万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益が145万8,000円を予定するものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、議第60号平成16年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長(佐々木嘉昭君) ここで会議時間を延長いたします。

議第54号から議第60号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず議第54号平成16年度下田市一般会計補正予算(第6号)に対する質疑を許します。14番。

14番(増田榮策君) 1点だけ大変重要なので質問させていただきます。

教育委員の職務代理者及び民生児童委員が欠員になっているということでございますが、これが事実かどうか、1点お伺いします。

議長(佐々木嘉昭君) 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 教育委員さんにつきましては、9月 17日付で退職願が生まれ、現在後任についての人選中でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 民生児童委員でございますけれども、11月30日の任期で、一斉改選になるわけでございます。その改選に当たりまして現在候補者を選定いたしまして県の方にお示ししているところでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

14番（増田榮策君） この教育委員といいますと、この選任に当たっては議会の議決事項になっているわけです。これは当然議会の開会に当たり、そういう報告があつてしかるべきではなかったかなと、そういうふうに考えますが、この点についていかがでしょうか。またこの辞表については、これは憶測で大変申しわけありませんが、一度出たものが取り下げられてまた出たというようなことを聞いてますが、それは事実であるか事実でないか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） これにつきましては、9月、ちょっと日付を承知してございませんが、提出されましたが、まだ受け付けに出される前に、ご本人からそれは取り消してほしいというご本人からの依頼というのですか、申し入れがございましたもので、それについては1回お返ししてございます。

説明が漏れて申しわけございませんでした。これにつきましては、9月の前半にご本人さんが一身上の都合によりまして退職したいとの申し入れがございました。これは当初郵送で送られてまいりまして、それにつきましては、私の方はまだ見ていなかった状況だったんですけれども、一応教育委員会の方にその旨の手紙が届きました。私がこちらの本庁にいる間にご本人から電話が入ってまいりまして、こういうことで退職願を送ったけれども、これについては撤回してほしいという申し出がございました。ちょっと日にちは定かではございませんが、翌日に教育委員会定例会がございまして、その会議にはご本人もご出席しております。それから、終わりました大分また日がたったところの中で、一応またご本人から退職願が出されたと、こういうことでこれは受理いたしまして、教育委員会の中でも諮り、また市長の方にも報告いたしまして、そういう形の中で今現在、後任の方を市長の方にご推薦というんでしょうか、任命していただくようお願いしてる状況でございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

14番(増田榮策君) この教育委員といいますと、市の中では教育という部門においては最も重要な部門で、地方自治法の180条の8においても、教育委員会の使命というのは学校の組織編成から始まって、教育課程、教科書その他教材、身分の取り扱いに関する事務、社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務、いろいろな中で特にこれを重きを置いている部門で、私はやはり一度辞表が提出された場合は、速やかに執行当局がそれについて意思確認を本人のところに行って、して、そしてなおかつ教育委員会という最も重要な部門においてこういう、出したり引っ込めたりとする、これは何ともぶざまなことに僕はなるのではないかなと。全く信用の失墜みたいになるのではないかなと、議会としても。この点について、やはり前もって多少なりともしかるべき報告が議会にあってしかるべきではなかったかなと、このように思いますけれども、その辺はいかがでしょうかね。

議長(佐々木嘉昭君) 番外。

教育長(高橋正史君) 委員さんの個人的な事情もございましたので、いろんな形の中で対応というのは若干遅れたのかなというふうに思いますけれども、急に市長さんには話しましたけれども、委員さんの個人的な問題もありましたので、どうかなと思ひまして、急に……

議長(佐々木嘉昭君) 14番。

14番(増田榮策君) もう一遍聞きますが、この方は委員長の職務代理者だったはずなんですよ。職務代理者の選任はされていますか。

議長(佐々木嘉昭君) 番外。

学校教育課長(森 廣幸君) この9月17日付で退職したい旨の申し入れがございまして、当日定例の教育委員会がございまして、それにつきましては後任の委員さんをお願いしてございます。

議長(佐々木嘉昭君) 他に質疑はありませんか。

10番。

10番(小林弘次君) 今、増田議員からのものは、恐らく教育委員に任命された方が突然理由も示されずに、例えば、病氣入院中であるとか等々の事情でおやめになるということは考えられると思いますが、一身上の何か事情のありそうな教育長の発言でございまして、やはり本市の教育行政の中枢を担う教育委員の皆さんが、任期の途中で一度提出した辞表をまた撤回してさらに今度は辞表を提出するという、このような何かちょっとなぞめいた事件というのは僕も初めてなんですが、事情等々、どういう背景のようなものがあるのかどうか。なければ大変結構でございますが、本市の教育委員会の信用を失墜するような事件に発

展しなければいいと思うわけですが、そういう事情はないかどうか。これがまず第1点でございます。

第2点目は、児童民生委員であった というんですが、児童民生委員については任期が 11月までであるということですから、これはもう任期は継続して現在この方は務められているということですが、現在この方は下田に在住されているのでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 個人的な事情というふうな形の中で、ただ、そうとか、その他の考え方とかということではなく、いわゆる個人的な事情だというふうに拝聴しています。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 民生委員につきましては、現在ちょっと所在が確認できないということで、県の方と相談いたしまして、現在調整を図っているところでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） これはやはり民生児童委員という重要な職務にある方が、辞職もしないで所在がわからないというのは、まれに見るスキャンダルだと思うんですよ。これはやはり本市の教育行政あるいは福祉行政にとってゆゆしき事態であり、事情を調査してしかるべき対応をしないと、これは仮に民生児童委員の解任の手続があるかどうかわかりませんが、早急な措置をとらないと事態がどういう方向に発展するかわからないと思うんですが、いかがなものでしょうかね、これは。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 先ほど所在がわからないという発言は、私個人が所在を承知していないということでございまして、協議会の会長さんなり担当の方にはその辺は連絡が入っているかもわかりません。その辺は定かではございません。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 何かなぞめいたことが教育委員のもと、職務代理者をめぐってなぞのような軌跡というのか、行動が行われているようなことはうかがわせるというか、それはそれといたしまして、まずそういう点で今回の補正予算と関連しまして1点だけお伺いしたいと思いますが、決算審査の中で増田議員他多くの議員が平成 15年度決算において市税あるいは国保税あるいは保育園、幼稚園の授業料、そしてその他下水道料、水道料含めまして膨大な未納金があったということが明らかになりました。 15億数千万だということで、一様にこの事態の大きさというものに驚いているわけです。

一般的にいきますと、それは平成 16年度にこの未収額は引き継がれるわけです。そうしますと、その決算の 15億円を今度は受けて、平成 16年度では原則的にはその未収を解決する執行責任があるわけです。ところが、今回の補正を見ると、この未収金に対してどう処理をするという補正は一切なし、単純に繰越金をただ計上したというわけで、繰越金というのはいわゆる 115億にも上る未収金そのものは繰越金に当たる債権になるわけです。これらが正当に引き継がれていない、これはどういう理由なのか。

この点がやはり重大な執行上の、市政の後退を示していると思うんです。口では解決する、解決すると言いながら、実際には未収金を固定してそのままにし放置する、これは許されるべきではないと思うんですが、いかがですか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 今、小林さんが言われるように、15年の決算から16年の繰越金は、もうご存じのとおり歳入歳出の残額ということが通常は繰り越しになるかと思えます。ただ、15年度の一般会計における決算でご説明いたしましたが、15年度においては明許繰越等がございましたので、それらの財源は考慮した一般会計については繰り越しを計上したところでございます。

本来、市税あるいはその他の収入等についての未収金が予算的にどうなっているかということだと思えます。当然 16年度の当初予算の編成段階で確定の未収額はまだ定まっておらないわけですが、大体これぐらい、過去の実情等から収納率等勘案して過年度分の繰越額、そして当該年度の未収金額等を勘案をして、当然滞納分ですので、なかなか 100%の徴収率というのは難しいわけですので、それぞれの税目あるいは使用料等を勘案してある程度取れると思われるものについては、当初予算に過年度収入という形での計上をして対応しているところでございます。当然、今後、もう既に 16年度も4月からスタートいたしまして何カ月かたっております。それらについて、今、鋭意努力、それぞれ頑張っているところでございますが、当初予算に計上した以上に収入が見込めるならば、今後の補正において、それらに対応していきたいと思えます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） それはこの決算に連動した9月補正予算の考え方からすれば、これは違うと思うんです。答弁によりますと、当初予算の編成は既に昨年12月の年末から1月、2月において行われるわけです。その時点においては平成 16年度の最終的な歳入未済、収入未済額というのは推計でしかないわけです。したがって、今回決算で確定したことにおいてそれ

それぞれの当初予算に計上した過年度収入に対する見直しを進めて、この部分は減額になり、要するに過大に見たものは減額になり、この分は過小に見たものについては増額になるという精査をして初めて未収金というのか、いわゆる財政の健全化のための第一歩になるわけです。

これを何ら今回の補正で手を触れずに、簡単に言えば保育料については調定額を当初から1,200万なんていうのは見込んでないと思うんですよ。ですから、今回の決算後の補正予算というのは、単純に言えば決算で生じた繰越金だけを安易にそれぞれ ぞれの会計に積み上げて、そして補正を組むというのは、これは現在の下田市の置かれた財政状況の厳しい状況下での、これでは全く安易なやり方だと。口先では収入未済の改善を図ると言いながら、執行上は何らの措置をとっていないということを証明しているわけです。しかも未収は単なる税だけではない。指摘されたように何千万という、1,000万を超える保育料のような使用料のあれもあるし、ご承知のようにあらゆる分野にわたっているわけです。こういうものを1つ1つ精査をして、さっきから言っているように、当初予算で想定したものに対して、調定増になったならば、当然過年度収入の増を図るといふ、これが財政難における下田市のとるべき予算執行です。

これは今回、次に見直して、これを過年度収入について次の予算なりで見直しておやりになるというふうなことでございますが、本来ならばこの決算と連動した補正予算でやるべきではないですか、課長さん。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 今ご指摘のように、15年の決算が確定し、滞繰分と言いましょいか、それが確定したわけですので、当初予算で滞納繰越額に対する徴収率はある一定の率で計上してございます。ただ、計算上はそういうことにはなりますが、各課長が決算の時にご説明したように、市税あるいはそれぞれの使用料については、それぞれ担当課が頑張っておりますが、なかなかこういう経済状況等で、本来ならば全額集めたい、取りたいというところでございますが、集まらないのが実情でございます。そんなことで今回の補正においては繰越金あるいは未収額が確定したことは事実でございますが、その確定した数字に基づいての当初見込んでおりました徴収率で予算計上というのは、なかなか厳しいよと、難しいよということではございましたので計上しなかったということではございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） では、見直しをするのですか。あなたの言った今後やってみるといふのは、先ほどの答弁のようでしたが。今のお話で見ると見直しをしたようなお話ですが、

どんなものですか。見直しをしたんですか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 当然この9月補正の段階では、決算が、5月31日で決算の、数字が確定しますので、大体こういう数字での各市税あるいはその他の使用料の滞納額あるいは繰越額というのがわかるわけでございますので、それらについて今後どうあるかというのは当然、ヒアリング等の中では各課とは、全課とは決して言いませんが、今後の見込みはどうかという調整はしております。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） 7ページの廃棄物のところですよ。焼却場管理費ですけれども、ここにおいては毎回毎年補正予算で修繕だ何だと出てくるんですけれども、これはどういうことかということ。

それと、あと下田市においては、廃棄物の減量化とは言いつつ、分別とか何か、燃やさなくていいものとかそういうものをもう少し考えていくべきだと思うんです。できるだけ燃やすものは減らすとか。だから例えば、前から言ってますように生ごみとか今は剪定枝とか材木が来るわけですよ。ああいうのはやはりチップーみたいのを使って、それで処理して、有機物は有機物で返すとか、そういう工夫をしていくべきなんです。ただ、どんどん燃やすから炉が傷むのではないかなと思うんですけれども、その辺について伺います。

またそれと、合併槽の補正がありますけれども、これはどんどんやってほしいんですけれども、これで何基ぐらいできるかなとか、その辺。

もう1点、不動産売却収入とありますけれども、これは何のためにどこに売られるのかとか、そういう説明がなかったんですけれども、その説明をお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） まず廃棄物処理施設の修繕費でございます。毎回毎回 1,000万円とかが出るということでございますけれども、これにつきましては前々から申しておりますように、現実において今の状態は非常に最悪と言っていい状態でございます。いつどこが壊れてもわからないという状態で動かしおります。それについて、1カ所壊れれば1,000万というぐらいの金が飛ぶというような施設でございますので、まず壊れたところから直すということでございますので、次から次の補正となると思います。先に直すということは大体はわかっておるんですけれども、なお全部直すとか1億とか何かかかりますので、壊れた

状態から直してるといことです。

今回の、現実に直すところについても8月時点で壊れましたけれども、8月の時点で定めることはできないということで動かしているということでございます。

他のチップとか、そういうことでございますけれども、これが一般廃棄物の処理施設としてやるとなると膨大なお金がかかるということもあります。それについて、その予算づけもかなり難しいだろうと思います。根本的には改良とか新設とかという中で全部考えていくべきだと思っております。

また、浄化槽につきましては、今回補正しまして35基になります。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 不動産売却収入については説明したつもりでございますが、もう1回説明させていただきます。

落合縄地線の、今県単事業として実施しておりますが、あの事業のつづれ地になる方がいらっしゃいます。その方が市有地の柿崎にある土地について代替地としてほしいという要望がございます。そのために市有地約230平方メートル程度でございますが、場所としては荒川学園でしょうか、昔の柿崎小学校の入り口のところにございます約230平方メートルでございます。その土地を平米単価5万6,100円で売却金額としては1,275万7,000円程度の金額で売却をしようということで、これは当事者と県と市との第三者契約によつての売却を予定しております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 15番。

15番（土屋誠司君） 燃やすものを減らすという、そういう努力が前々から言っているんですけれども、されていないという、費用がかかるといいますけれども、チップーとかのものはリースで今すごく安いんですよ今、買わなくても。そうやって燃やすものを減らすという努力をしてほしいと思います。ぜひその辺をお願いいたします。

今縄地線の代替と言いましたけれども、県の事業に市の土地を代替にしているんでしょうか。前にもそういうことあったんですけれども、マイマイ通りの代替地を、県のその縄地線の代替地にしたんですけれども、あの時もおかしいのではないかということだったんですけれども、また同じことをやるんでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） この落合縄地線につきましては、ご存じのとおり市にとつても重

要な道路、迂回路、あるいは伊豆縦貫道等のために必要な道路だということで議員の皆さん方も県等に陳情しているのは事実だと思います。そういうために、市としてはこの落合縄地線の進捗といいたいでしょうか、推進については全面的に協力したいということで、そのつづれ地になる対象者もそれ以外の土地も幾つか探し、検討したようでございますが、なかなかこれという予定地といいたいでしょうか、自分が気に入った土地がないということで、今回この土地について、もし譲っていただければというようなことで、県の方からの協議がございまして、検討した結果、今言ったような理由で1人でもつづれ地といいたいでしょうか、用地を提供して一日も早くこの事業が進捗するためにはやむを得ないという判断で売却を決定したものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 先ほど下田市美しいまちづくりを推進条例の制定で、看板等を作るといようなお話があったんですけども、これは今回の補正に入っているんでしょうか。入っているとすれば、どこに幾ら入っているのでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） 看板につきましては、予算書は40ページになります。40ページの消耗品30万でございます。2万の方は印刷製本費ですから、パンフレットになります。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（村嶋 基君） ですから、言いましたように、先ほど消耗品が30万と印刷製本2万、これは今度の条例にかかるお金でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時29分休憩

午後 4時39分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第55号 平成16年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑

を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 55号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第 56号 平成 16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 56号議案は、建設常任委員会に付託いたします。

次に、議第 57号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 57号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第 58号 平成 16年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 58号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第 59号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 59号議案は、建設常任委員会に付託いたします。

次に、議第 60号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 今回の水道事業の予算の説明を聞いておりまして、平成 16年度の年度末における純利益が百数十万というお話がございました。これは今議会に提案された平成 15年度の決算の当年度の純利益が 4,000万を超えているという実情からして、一転利益が 140

万というように大きく減少するという、この基本的な理由はどういうことでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） 一応、15年度の決算につきましては、うちの方としましては、直営から委託に委託した関係と、それから一般職の職員が1人臨時になったというような形の中で、それともう一つ、企業債の利息が今、ちょうど事業が最盛期だったのは平成元年頃から、実は昭和60年から五拡をやっているんですけども、それが折り返し地点に来たという形で、利息が安くなってきたというような形の諸々の中から、一応収益があがったというように考えております。

それから、今回の補正につきましては、一応うちの方としましては、石綿管更新とか、そういう事業をなるべく精力的にやっていきたいというような形の中で、9月の補正でもって事業を推進するという形の中で、こういう補正の予算を組まさせていただきました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） たしか平成15年度の決算では4,700万円、5,000万近くの繰越利益剰余金、利益剰余金を出してるわけで、僕はまれにみる厳しい条件下、要するに水需要がそう多くない条件下でこれだけの純利益を出したというのは、何か特別な事情があつてのことではないのかというふうに思ったわけですが、しかし審査意見書等見ましても、経営内部の努力というふうなことで書かれているわけですが、今回9月補正で百何十万の予定利益しか計上できないということは、一転してこれは下手すると水道経営が、また破綻しているのかなと思ったりするんですが、ただ、今の説明でいきますといわゆる資本的な収支等、収益的な収支ということからいきますと、今の説明ではどうも納得というか、説明になっていないと思うんですよ。

ある場合においては、資本的な支出というものについては、基本的には下田市の場合には内部留保資金等企業債をもって充当しておりますよね、基本的には、要するに建設改良事業は内部留保と借金で行っているというのが、水道の基本的な事業執行ですよ。だとすると、建設、資本的な収支については収益内収支、要するに経営的なものですよ、これについてはそう大きな影響を受けないのではないのでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） 実は、16年度の当初予算におきまして説明したと思うんですけども、一応資本的な収支の方の人件費1人分を、収益的な収入の方に1人回してるというような

ことで、一応4条予算、資本的収入の支出がこれから多くなりますものでねそういうような形の中でバランスを図っていったというような形の中で、収入は減ってきたというようなことでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 60号議案は、建設常任委員会に付託いたします。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会します。

明日29日から10月4日まで決算審査特別委員会の審査を、5日及び6日に各常任委員会の審査をお願いし、7日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、2日及び3日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、ご案内のとおり、この後、議場において下田市議会全員協議会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくいたします。5時から開催したいと思います。よろしく願います。

午後 4時47分散会